

1 国連機関

① 国際連合(UN:United Nations)

1. 設立・経緯・目的および日本の加盟時期

● 設立および日本の加盟時期

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月まで連合50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国(中国、フランス、ソ連、英国、米国)と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成にあたって、諸国の行動を調和するための中心となること、である。

2. 機 構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

● 総 会

総会は全加盟国の代表によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席しかつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席しかつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請したり適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、その他の実質事項の決定には常任理事国全5か国を含む9か国の賛成が必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関(国際労働機関(ILO)、国連食糧農業機関(FAO)等に勧告し、上記勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は1958～1959年、1966～1967年、1971～1972年、1975～1976年、1981～1982年、1987～1988年、1992～1993年、1997～1998年、2005～2006年、2009年～2010年にブラジルと並んで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、直近では、日本は2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となつて以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982～2008年と、現在まで合計15期理事国を務めた。また、2008年、選挙において再選され、2009～2011年に16期目の任期を務めている。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、123名(衡平な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の4.26%。2010年6月末現在)である。赤阪広報担当事務次長ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2009年約4億500万ドル、2010年約2億6500万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2009年16.624%、2010年12.530%。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:%、百万ドル)

2009年			2010年		
国名	分担率	分担金額	国名	分担率	分担金額
米 国	22.000	598.3	米 国	22.000	517.1
日 本	16.624	405.0	日 本	12.530	265.0
ド イ ツ	8.577	209.0	ド イ ツ	8.018	169.5
英 国	6.642	161.8	英 国	6.604	139.6
フランス	6.301	153.5	フランス	6.123	129.5
イタリア	5.079	123.7	イタリア	4.999	105.7
カナダ	2.977	72.5	カナダ	3.207	67.8
スペイン	2.968	72.3	中 国	3.189	67.4
中 国	2.667	65.0	スペイン	3.177	67.2
メキシコ	2.257	55.0	メキシコ	2.356	49.8
そ の 他	23.908	582.5	そ の 他	27.797	587.8
合 計	100.000	2,498.6	合 計	100.000	2,166.5

4. より詳細な情報

● 書籍等

国際連合の基礎知識(国際連合広報局国際連合広報センター監訳)2,400円+税。

● ホームページ

- ・国際連合(UN)本部:<http://www.un.org>
- ・駐日国際連合広報センター:<http://www.unic.or.jp>
- ・外務省国際機関人事センター:<http://www.mofa-irc.go.jp>
- ・外務省ホームページ/いっしょに国連:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/together-un/>

② 国連食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的および主な機能

● 設立の経緯および目的

1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO設立の根拠となる、FAO憲章署名のため、およびFAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開催され、連合国34か国の署名によりFAO憲章が発効した。

FAOは人類の栄養および生活水準の向上、食料および農産物の生産、流通および農村住民の生活条件の改善により、拡大する世界経済への寄与を通じて、世界の食料安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。2010年4月現在で191か国およびEUが加盟している(なお、ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様)。

● 主な機能

- (1) 国際的な検討の場の提供(総会、国際会議の開催等)
- (2) 国際条約等の執行機関(国際植物防疫条約(IPPC)、FAO/WHO合同食品規格計画(Codex委員会)等)
- (3) 世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達
(各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム(GIEWS)等)
- (4) 開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)

2. 事業の仕組み

● 概要

FAOの活動の財源は、加盟国の義務的分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金およびUNDP資金等による信託基金からなる。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている(一部のフィールド事業は通常予算によっても実施される(後述3.「主要な事業」を参照))。

● 意思決定

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定などを行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● 事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された7つの常設委員会(計画、財政、憲章法務、農業、林業、水産および商品問題)で審議され、理事会、総会に報告がなされる。2009年には、FAO世界食料安全保障委員会の改革が実施され、食料安全保障に関する各国・国際機関等による広範な政策調整の場として機能していくことと

なった。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 活動概要

FAOの機能を大きく分けると、①食料・農業に関する国際的な検討の場の提供、②国際条約等の執行機関、③世界の農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達、④開発途上国に対する技術助言、技術協力の4点であり食料・農業に関する広範な活動を展開している。

● 主要な事業

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009年から2013年をめどとして改革に取り組んでおり、その一環として、結果に基づく事業予算計画を2010~2011年から導入している。この計画においては、農業・林業・水産業に関連する13の戦略項目を設定し871百万ドルの予算が計上されているほか、技術協力計画(後述)および地方組織の能力構築のための予算が計上されている。これら戦略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白書等が作成されているほか、農業分野の主な取組としては、農業や農村開発のための投資の促進策の検討、国際植物防疫条約(IPPC)事務局運営、FAO/WHO合同食品規格計画(Codex委員会)運営、越境性動物疾病(口蹄疫等)対策等にかかる事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、違法・無報告・無規制(IUU)漁業防止、「責任のある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング等の事業が挙げられる。

● 技術協力計画(TCP)の地域別実績

FAOでは、上記のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われているが、通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画(TCP)として、比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2010~2011年事業予算計画(通常予算)では約

112百万ドルの予算となっている。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に積極的に協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割はきわめて大きなものとなっている。

さらに、日本は、1954～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOには、2010年3月末現在で917人の職員(通常予算から支出されている専門職以上職員)が働いている。そのうち、邦人職員数は2010年3月末現在で24人(専門職以上)であり、小沼廣幸アジア太平洋事務所長等が活躍している。

● 財政負担

2010～2011年の分担金総額は約10億71万ドルであり、2010年の日本の分担額は、約3,580万ドルおよび約3,489万ユーロ(2004年より通貨別支払となっている)(分担率16.706%)となっている。

また、日本は、1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行ってきている。2009年(平成21年)には、ミャンマー国におけるエヤワディ・デルタのサイクロン「ナルギス」被災地における食料安全保障および農業を基盤とする生計復興事業、食料供給力強化に資する国際枠組み検討事業、アジア地域の農

業分野における復興支援事業(津波復興)、生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業、アジアにおける食品安全・動植物検疫関連総合支援事業、アジア持続可能な森林経営のためのモニタリング・評価・報告強化事業等の実施のために、総額約840万ドルを拠出した。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:%、千ドル)

2009年			2010年		
国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
米 国	22.000	103,283	米 国	22.000	110,784
日 本	16.706	78,430	日 本	16.706	84,125
ド イ ツ	8.619	40,464	ド イ ツ	8.619	43,402
英 国	6.675	31,337	英 国	6.675	33,613
フ ラ ン ス	6.332	29,727	フ ラ ン ス	6.332	31,886
イ タ リ ア	5.104	23,962	イ タ リ ア	5.104	25,702
カ ナ ダ	2.992	14,065	カ ナ ダ	2.992	15,067
ス ペ イ ン	2.983	14,004	ス ペ イ ン	2.983	15,021
中 国	2.68	12,582	中 国	2.68	13,495
メ キ シ コ	2.268	10,648	メ キ シ コ	2.268	11,421
合 計	100.000	469,470	合 計	100.000	503,563

* FAOの会計年度は1期間が2年であるため、2010～2011年度の分担金総額は1,007,126千ドル

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ホームページ

- ・FAO本部<http://www.fao.org>
- ・FAO日本事務所<http://www.fao.or.jp>

③ 国連世界食糧計画(WFP:World Food Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年設立。日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714(XVI)および第11回FAO総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年から1965年の3か年間を実験期間としてスタートし、国連およびFAO

加盟国が自発的にこれに拠出することとした。

この実験期間の成果が認められ、1965年末の国連総会およびFAO総会は上記計画の延長を決定し、多数国間食糧援助が可能かつ望ましいと認められる限り誓約会議において定期的に計画を検討し、必要あらば計画の各終期において計画を拡大、縮小または終了するとの了解の下に上記計画を不定期間延長する決議を採択した。

WFPは、国連唯一の食糧支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命と

して活動している。紛争などの人為的災害、あるいは干ばつや洪水などの自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業(農村、人的資源開発)等において主として食糧を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される(食料価格がUS\$300万を超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる)。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

各援助計画に基づき、食糧の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、裨益者に直接食糧の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2009年のWFPの活動規模は約40億ドルであり、約460万トンの食糧を世界75か国約1億200万人の裨益者に援助している。

発足以来、WFPの活動の中心は開発援助であったが、近年、難民・被災民等への緊急食糧援助(中期救済復興援助を含む)が増加し、1990年以前にはWFP活動の中で平均約3割にすぎなかった緊急食糧援助活動が2005年には全体の約8割に至っている。

● 地域別実績

(単位:千ドル)

地域	2008年	2009年
サブ・サハラ・アフリカ	2,214,246	2,519,433
アジア	690,747	763,435
ラテンアメリカ・カリブ諸国	258,692	242,982
北アフリカ・中東	159,130	175,183
東欧・CIS	37,747	50,432
その他	175,184	234,148
合計	3,535,746	3,985,613

出典:WFP事務局資料

● 分野別実績

(単位:千ドル)

分野	2008年	2009年
開発援助	292,112	275,906
中期救済復興援助	1,789,163	1,821,502
緊急援助	944,581	1,418,385
その他	509,890	469,821
合計	3,535,746	3,985,613

出典:WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国よりなる「執行理事会」(Executive Board)の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員(邦人職員の全体に占める割合および幹部職員)

WFPの専門職以上の邦人職員は、2010年1月末現在53名(全体の約3.6%、WFP全体の専門職以上の職員数は2010年1月末時点でJPOを含めて1,473名)であり、アジア地域局長、インド事務所代表を筆頭にローマの本部および各国・地域事務所において活躍している(うち、JPOは10名)。

● 財政負担(各国比較等、過去2年間暦年ベース)

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2008年度は1億7,790万ドル(全体の3.5%)、2009年度は2億268万ドル(全体の5.04%)となっている。2009年度は米国、EC、カナダ、スペイン、国連に続く第6位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	2,066,286	40.98	米国	1,758,700	43.73
2	サウジアラビア	503,753	9.99	EC	343,830	8.55
3	EC	355,435	7.05	カナダ	225,343	5.60
4	カナダ	275,392	5.46	スペイン	213,852	5.32
5	国連	217,405	4.31	国連	213,428	5.31
6	日本	177,900	3.53	日本	202,684	5.04
7	英国	171,050	3.39	ドイツ	132,069	3.28
8	オランダ	117,435	2.33	英国	127,624	3.17
9	スペイン	115,288	2.29	オーストラリア	81,395	2.02
10	オーストラリア	112,132	2.22	オランダ	77,594	1.93
	合計	5,041,818	100.00	合計	4,021,810	100.00

出典:WFP事務局資料

● 日本の政府開発援助との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施を重視しており、2009年末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告(Annual Report)」(英語)

カラー写真入りでWFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行(非売品、ホームページにも掲載あり)。

・「国連WFP協会(JAWFP)ニュースレター」(日本語)

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター(4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行、年3回)。

連絡先:WFP日本事務所 TEL:045-221-2510

● ホームページ

・WFP本部(ローマ):<http://www.wfp.org>

・WFP日本事務所:<http://www.wfp.or.jp>

上記ホームページからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。日本の資金協力は日本が加盟した1951年以来行われている。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章(1946年11月発効)に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立され、1946年12月、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。

UNESCOの目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2010~2011年(1会計年度は暦年2年間)の通常予算(加盟国の分担金)は約6億5,300万ドル、2008~2009年の通常外予算(加盟国からの任意拠出金等)は約3億5,800万ドル(UNESCO調べ)である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会(58か国で構成)で、次期総会(総会は2年に1度開催)に提出される事務局作成の事業計画案等を審議、総会でその事業計画案等を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCO活動は多数のNGO、学術機関等国際的民間団体によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年から2013年までの中期戦略において、万人のための質の高い教育と生涯学習の実現、持続可能な開発のための科学的知識と政策の動員、新しい社会的および倫理的な課題の取組、文化多様性と異文化間の対話および平和の文化の促進、情報とコミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築の5つを重要目標として設定。これら基本戦略を具体化するために策定された2009~

2010年事業予算では、万人のための教育、災害への構えと軽減、世界の遺産の保護等が優先事業となっている。

2010~2011年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億1,230万ドルである。

● **地域別実績**

1996~1997年事業計画以降、女性、青年、後発開発途上国(LDC)諸国、アフリカの4つの分野を重点分野としており、地域別ではアフリカに重点を置いている。

● **主要な事業**

2010~2011年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に28.7%、科学分野に21.5%、文化分野に13.0%、情報コミュニケーション分野に8.0%となっている。また、エイズ対策や紛争・災害後の支援等、12の分野横断的な取組も設定されている。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は、ユネスコ加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、ユネスコの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● **邦人職員**

2010年1月末現在66名(全体の約3%)。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● **日本の財政負担**

2010年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は12.531%であり、2010年度は分担金として約38.5億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● **主要分担国一覧**

(単位:%、千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
1	米 国	22.000	69,410	米 国	22.000	71,830
2	日 本	16.626	52,455	日 本	12.531	40,914
3	ド イ ツ	8.578	27,064	ド イ ツ	8.019	26,182
4	英 国	6.643	20,959	英 国	6.605	21,565
5	フ ラ ン ス	6.302	19,883	フ ラ ン ス	6.124	19,995
6	イ タ リ ア	5.080	16,027	イ タ リ ア	5.000	16,325
7	カ ナ ダ	2.978	9,396	カ ナ ダ	3.208	10,474
8	ス ペ イ ン	2.969	9,367	中 国	3.190	10,415
9	中 国	2.667	8,414	ス ペ イ ン	3.177	10,373
10	メ キ シ コ	2.257	7,121	メ キ シ コ	2.356	7,692
	合計	100.000	315,500	合計	100.000	326,500

● **日本の協力の主要例は分野別に以下のとおり。**

(1) 教育分野

ア アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育(EFA: Education for All)の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「アジア太平洋地域教育協力信託基金」に9,500万円拠出(2009年)。

イ 持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

2005年から開始された国連「持続可能な開発のための教育の10年」の提案国としてその主導機関であるユネスコに貢献するための「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に3億2千万円を拠出(2009年)。

ウ アフガニスタンにおける「識字能力強化計画(第2期目)」実施のため、2010年3月、ユネスコに対し17億9,100万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

ア 自然・社会科学事業

ユネスコの国際科学事業や日本がこれまでアジア太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に8,820万円拠出(2009年度)。

なお、域内国とIOCを中心にインド洋津波警戒減災システム(IOTWS)構築が進められており、日本としても、たとえば、2005年から2009年にかけて、IOCが実施したインド洋諸国の国別アセスメントに日本の専門家が参加するなど、技術面で協力を行った。

イ 世界の水問題への取組

ユネスコでは、「国際水文学計画(IHP)」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にユネスコとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHAARM)」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野(文化遺産保存事業)

ア 有形文化遺産保護

1989年、日本は人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するために「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2010年度末まで累計約5,880万ドルを拠出(2010年12月時点)、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフ

ガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2009年度は2億5,750万円を拠出。

イ 無形文化遺産保護

1993年には、無形文化遺産(伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等)を保存・振興し、後世に残すため、「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2010年度末まで累計約1,397万ドルを拠出している。2010年度は約6,580万円を拠出(2011年2月時点)。

(4) その他(人材育成等)

ユネスコが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育(EFA)目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2010年度末までに累計約61億6,521万円を拠出した。2010年度は約1億704万円を拠出(2010年8月時点)。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、従来ユネスコ総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、ユネスコに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行す

るとの観点から、ユネスコに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。例えば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡(カンボジア)、タンロン遺跡(ベトナム)等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、ユネスコは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2009年度末までに計11件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「UNESCO Courier」(年2回刊行をめぐり)
- ・「Copyright Bulletin」(季刊)
- ・「Prospects」(季刊)
- ・「Museum International」(季刊)
- ・「World Heritage Review」(季刊)

● ホームページ

- ・UNESCO:<http://portal.unesco.org>
(英・仏・西・露・中国・アラビア語)
- ・(社)日本ユネスコ協会連盟:<http://www.unesco.jp>
(日本語、英語)
- ・(財)ユネスコ・アジア文化センター:<http://www.accu.or.jp>
(日本語、英語)

⑤ 国連工業開発機関(UNIDO:United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立。

● 経緯

1985年、UNIDO憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、1986年1月1日、国連の第16番目の専門機関として独立。

● 目的

UNIDO憲章によれば、その主要な目的は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ることである。また、世界的、地域的および国家的規模にて工業開発およ

び工業協力を推進することである。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催される総会で決定される方針に基づき技術協力活動を実施している。その活動資金の多くは、UNDPやモントリオール基金等より供与される資金、工業開発基金(IDF)や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2009年実績は約1億3,968万ドル。

事務局の行政経費(人件費、地域事務所運営費、会議開催費等)は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2008、2009年通常予算額は7,982万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与されており、責任を持ってプロジェクトの実施にあたる。

3. 最近の活動内容

● 概要

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development)を基本原則に掲げ、第11回総会で採択された2005～2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」(Strategic Long-Term Vision)の下、生産的活動を通じた貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、後発開発途上国(LDC)諸国(特にアフリカ地域)を対象として、企業家精神の育成や中小企業の発展、技術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源エネルギーの推進、モントリオール議定書等の国際環境合意履行の支援等を実施している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地域	2009年
アフリカ	44.1
アジア・太平洋	50.6
アラブ	1.5
欧州・NIS諸国	5.9
ラテンアメリカ・カリブ諸国	12.6
グローバル・地域間	24.9
合計	139.7

出典:2009年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2009年
生産的活動を通じた貧困削減	48.7
貿易能力構築	32.5
環境およびエネルギー	55.7
その他の	2.8
合計	139.7

出典:2009年UNIDO年次報告書

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会(IDB)のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会(PBC)のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金負担国となっている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は15名(2010年3月末現在:全体の約2.2%)。

● 財政負担

分担金:2009年度1,700万ユーロ

(分担率22%、第1位)

拠出金(工業開発基金):2007年1億7,000万円

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:%、千ユーロ)

順位	2008年			2009年		
	国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
1	日本	22.00	17,009	日本	22.00	17,009
2	ドイツ	11.922	9,217	ドイツ	11.922	9,217
3	英国	9.232	7,137	英国	9.232	7,137
4	フランス	8.758	6,771	フランス	8.758	6,771
5	イタリア	7.060	5,458	イタリア	7.060	5,458
6	スペイン	4.125	3,189	スペイン	4.125	3,189
7	中国	3.707	2,866	中国	3.707	2,866
8	メキシコ	3.137	2,425	メキシコ	3.137	2,425
9	韓国	3.020	2,335	韓国	3.020	2,335
10	オランダ	2.603	2,012	オランダ	2.603	2,012
	合計	100.00	77,312	合計	100.00	

出典:UNIDO総会第12会期計画予算書

* 2か年予算のため、2008年拠出額を2008年、2009年で等分した額を記入。

● 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は、主として日本より開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対して拠出している。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所(ITPO)は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招へい、セミナーの開催等を実施。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本の任意拠出金によるUNIDO実施案件について、1999年に初めてJICAとのマルチ・バイ協力プロジェクトが開始されて以来、10件のマルチ・バイ協力プロジェクトが承認されている。

また、UNIDOは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト

クト実施に力を入れており、2009年度末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍

・「Annual Report」(UNIDO編)

国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・UNIDO本部<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金 (UNICEF:United Nations Children's Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年第1回国連総会決議(決議57(I))により設置。日本の資金協力は1950年以来行われている。

● 経緯・目的

UNICEFは1946年第1回国連総会決議(決議57(I))により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議(決議802(III))により経済社会理事会の常設の下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次大戦によって荒廃した地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国の児童に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の主に児童を対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中・長期的な開発援助、自然災害や武力紛争などの際の緊急人道支援活動などを行っている。2009年の総収入は約32億5,600万ドルで総支出額は約32億9,800万ドル。このうち約29億4,300万ドルがプログラム支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会(執行理事国36か国により構成)において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会で審議・決定された国別プログラムに則って事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

上記2. の●概要を参照。

● 地域別実績

2009年のプログラム支出額を地域別にみると、プログラム本体の費用としてサハラ以南アフリカ地域16億300万ドル(55.0%)、アジア地域8億1,000万ドル(28.0%)、中近東・北アフリカ地域1億4,800万ドル(5.0%)、南北アメリカ・カリブ地域1億4,700万ドル(5.0%)、東欧・CIS・バルト諸国9,000万ドル(3.0%)となっている。

● 主要な事業

事業の分野別の内訳は、「子どもの生存と発達」13億9,200万ドル(47.0%)、「基礎教育とジェンダー平等の是正」6億2,900万ドル(22.0%)、「子どもの権利のためのアドボカシーとパートナーシップ」3億5,000万ドル(12.0%)、「子どもの保護」3億5,000万ドル(12.0%)、「HIV/エイズと子ども」1億9,300万ドル(7.0%)等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本政府はUNICEFが果たす役割の重要性にかんがみ、従来UNICEFの活動を積極的に支援してきており、UNICEFに対して可能な限りの資金協力をを行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画している。日本政府の2009年の政府拠出(コア財源への拠出)は世界第13位であり、日本政府の発言は右理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2010年2月現在、邦人職員数は89名である(幹部職員は3名)。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府のUNICEFに対する2009年の拠出総額は約1億6,445万ドル、UNICEFに対する拠出総額(全政府中)に占める2009年の日本の拠出の割合は8.4%である(米、北欧諸国等に次ぎ第6位)。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	米 国	14.8	301,402	米 国	15.3	299,467
2	英 国	10.4	212,820	ノルウェー	10.2	199,085
3	ノルウェー	9.7	196,885	オランダ	9.8	190,836
4	オランダ	9.6	196,187	英 国	9.3	182,027
5	スウェーデン	8.3	169,736	スウェーデン	8.7	171,048
6	日 本	7.5	153,275	日 本	8.4	164,450
7	カ ナ ダ	6.2	127,044	E C	7.4	144,416
8	スペイン	5.0	101,834	カ ナ ダ	6.6	128,299
9	デンマーク	3.9	80,414	スペイン	5.8	113,401
10	オーストラリア	3.9	80,320	オーストラリア	3.4	70,033
	合 計	100.0	2,039,482	合 計	100.0	1,955,463

● 日本の政府開発援助との協調実績

また、UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2009年末までに計54件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「ユニセフ年次報告」(日本語版)

UNICEFの事業実績をとりまとめている。日本UNICEF協会に電話(03-5789-2011(代)またはFAX(03-5789-2032)にて注文する。

● ホームページ

・ UNICEF本部:<http://www.unicef.org>

・ (財)日本UNICEF協会:<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所
(UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設立時期

1951年1月1日。

● 経緯・目的

UNHCRは、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国連の権威の下に国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与えることを目的とする。また、難民の保護のため、国際条約(1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等)の締結および国際条約の批准(加入)の促進等を実施する。

日本の資金協力は1967年度以来行われている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

(1) 対 象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、

UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること(総会決議40/118)、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと(総会決議48/116)とされている。

(2) 内 容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入れ国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会(例年10月、ジュネーブで開催)が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委

員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている(2010年6月時点79か国)。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行う難民の保護、計画、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体(Implementing Partners)としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概要

- (1) 難民を含むUNHCRの支援対象者数:
3,650万人(2009末)
3,500万人(2008年末)
- (2) 事業実施規模:(年次予算)
22億 9,340万ドル (2009年)
18億 5,090万ドル (2008年)
- (3) 職員数および現地事務所数
126か国に349か所、7,131名(2010年10月)

● 地域別実績(年次予算)

(単位:百万ドル、%)

地域	2009年	構成比
アジア・太平洋	352	15.4
中東・北アフリカ	462	20.1
アフリカ	817	35.6
欧州	180	7.8
米州	61	2.7
グローバル・オペレーション ^(注1)	138	6.0
本部関係	172	7.5
その他(JPO)	111	4.8
合計	2,293	100.0

(注1)複数地域にまたがるもの。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置付け、また、難民の保護、支援および難民問題の恒久的な解決を目的として包括的に取り組んでいるUNHCRの活動を「人間の安全保障」に資するものとして高く評価する立場から、積極的な協力を行っている。日本は、過去15年以上にわたり、第2~3位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、

UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会(79か国から構成)のメンバーになっている。

● 邦人職員

邦人職員は59名(全体の3.4%。2010年10月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金協力を行っており、2007年は約8,900万ドル、2008年は約1.1億ドル、2009年は約1.1億ドルを拠出した(米国、ECに次ぎ国別では第3位)。

● 主要拠出国一覧(民間援助含む)

(単位:千ドル、%)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出額	シェア	国名	拠出額	シェア
1	米国	510,252	31.9	米国	640,727	37.3
2	EC	130,146	8.1	EC	126,948	7.4
3	日本	110,871	6.9	日本	110,554	6.4
4	スウェーデン	105,367	6.6	スウェーデン	107,885	6.3
5	オランダ	85,494	5.3	オランダ	80,617	4.7
6	ノルウェー	61,048	3.8	ノルウェー	60,643	3.5
7	英国	57,423	3.6	ドイツ	54,530	3.2
8	デンマーク	55,779	3.5	デンマーク	52,133	3.0
9	ドイツ	48,884	3.1	カナダ	45,562	2.7
10	イタリア	44,117	2.8	英国	41,997	2.4
	合計	1,598,114	100.0	合計	1,715,628	100.0

出典:UNHCR作成資料

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2009年末までに計16件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要について取りまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

- ・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のホームページにて参照可能。

● ホームページ

- ・UNHCR本部:<http://www.unhcr.ch/>(英語:情報量が日本語ホームページより多い)
- ・UNHCR駐日事務所:
<http://www.unhcr.or.jp>(日本語)

⑧ 国連人口基金 (UNFPA: United Nations Population Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年6月国連事務総長の下に信託基金として発足。日本は、1971年以来UNFPAへの資金協力を行っている。

● 経緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年「国連人口活動基金」(UNFPA: United Nations Fund for Population Activities)と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金」に改称。

● 目的

- ・人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズにこたえるような知識と能力を築き、計画立案における調整を図り、すべての関係方面と協力すること。
- ・人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面への関心を、開発途上国および先進国双方において高め、人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること。
- ・人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、同基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、UNICEF、UNESCO等の国連機関およびNGOを通じて援助を実施している。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2009年のコア拠出金総額は、約4億6,944万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額を基に、事業の4か年計画を策定し国別援助額を定め、各国にあるUNFPA事務所が中心となり国別プログラムを策定する。国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会で審議・決定される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定する行政予算は2年ごとに策定され、必要があれば執行理事会で改訂がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAが自ら事業を実施するほかに、国連の各専門

機関やNGO等に委託して事業を実施している。近年、開発途上国の自助努力を促すとの観点から、これら専門機関に代わって開発途上国政府自らがUNFPAの指導を得て事業を実施する傾向にある。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年のカイロでの国際人口開発会議(ICPD)で採択された行動計画およびMDGsに基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康。人間の生殖システムの機能と活動過程に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。人々が安全な性生活を営み、子供を産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由を持つことを意味する)の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、政策提言(アドボカシー)に重点を置いて援助を行っている。

● 地域別実績

UNFPAは、リプロダクティブヘルスに重点を置いているため、主に人口増加率の高いアフリカおよびアジア・太平洋地域への援助に向けられている。

(単位:百万ドル、%)

地域	2008年実績	2009年度実績
アフリカ	141.3(41.5)	136.2(39.2)
アラブ	26.2(7.7)	31.0(8.9)
東欧および中央アジア	15.1(4.4)	14.9(4.3)
アジアおよび太平洋地域	85.0(25.0)	87.8(25.2)
中南米	34.3(10.1)	34.1(9.8)
その他	38.5(11.3)	43.9(12.6)

● 主要な事業

- ・リプロダクティブ・ヘルス(特に青少年に重点)の改善(避妊具の供与、啓蒙活動等)
- ・妊産婦死亡率の改善事業(産婦人科関連機材の供与、医療関係者の訓練、保健・衛生キャンペーン等)
- ・緊急援助事業(UNHCR、WHO等との協調により、武力紛争、自然災害による人道的危機下における医療薬品・避妊具等の供与、緊急産科ケア、保健・衛生教育等)
- ・HIV感染防止事業(コンドームの供与、HIV防止啓蒙活動等)
- ・国勢調査などの人口関連のデータ収集・分析・調査
- ・ジェンダー均衡の促進(情報収集・啓蒙活動等)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性にかんがみ、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、1986年から1999年まで第1位、2000年以降は第2位、2005年は第4位の拠出国。また、これまで数度にわたり最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は13名(2010年1月末現在)。

● 日本の財政負担

コア・ファンドへの拠出は、2008年は2,966万ドル、2009年は3,007万ドルであり、全コア・ファンドに占める拠出率は、それぞれ6.9%(第6位)および6.4%(第7位)となっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	出資率	拠出額	国名	出資率	拠出額
1	オランダ	17.7	75,728	オランダ	17.2	80,881
2	スウェーデン	14.2	60,902	スウェーデン	12.6	59,016
3	デンマーク	11.2	48,017	ノルウェー	10.2	48,046
4	ノルウェー	11.1	47,564	米 国	9.8	46,100
5	英 国	7.2	30,722	デンマーク	8.4	39,499
6	日 本	6.9	29,660	英 国	7.4	34,510
7	ド イ ツ	6.2	26,677	日 本	6.4	30,066
8	フィンランド	5.6	24,206	フィンランド	5.9	27,851
9	スペイン	4.2	18,135	ド イ ツ	5.4	25,341
10	カ ナ ダ	3.4	14,573	スペイン	4.4	20,710
	合 計	100.0	428,765	合 計	100.0	469,436

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年に日本はUNFPAに「インター・カントリーなNGO支援信託基金」を設け、2008年に100万ドル、2009年も100万ドル拠出。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」を結び、1995年以来、同協力を22か国(2009年度まで総額約19億9,400万円相当)において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2009年度末まで計38件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「世界人口白書」(国連人口基金編、日本語版 ジョイセフ発行)

世界の人口関連の指標、人口分野の問題の動向等を取りまとめている。例年秋に発行。

日本語版はUNFPA東京事務所ホームページより入手可能。日本語版印刷物の郵送を希望する場合は(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)に申し込む。

・「Annual Report」(国連人口基金編・発行)

国連人口基金の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法はホームページを参照。

● ホームページ

・UNFPA本部<http://www.unfpa.org>

・UNFPA東京事務所<http://www.unfpa.or.jp>(日本語)

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月の国連総会決議に基づき設立され、1950年より活動開始。1950年の総会においてマンダートが更新され、現在のマンダートは2011年6月30日まで。日本は、UNRWAに対し1953年より拠出を行っている。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。上記戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75

万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関(UNRPR:United Nations Relief for Palestine Refugees)の調整により、民間のボランティア組織の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まりUNRWAの成立となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記3.のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員(教員、医師、フィールド・ワーカー等)および国際職員約2万9,000人により事業が運営されており、上記事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約470万人に対し、通常計画として教育、医療・保健、救済・福祉等のサービスを下記のとおり直接提供している。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入れ国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校691校において生徒約48.3万人に対する初等・中等学校、また、職業訓練所10か所において職業訓練を行っている。なお、上記教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター137か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、延べ約1,100万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

● 特別事業計画

上記通常計画のほか、1993年より中東和平プロセスを

支援するための事業として平和創設プロジェクト(PIP: Peace Implementation Project)を実施し、学校、病院等インフラ整備、雇用創出プロジェクト等を実施していた。しかし、2000年9月に発生したパレスチナ・イスラエル間の衝突以降現在に至るまでUNRWAはパレスチナ難民の窮状緩和のため緊急アピールをたびたび発出しており、現在UNRWAの活動は、上記通常計画以外では、右緊急アピールに基づくものが中心となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会(英、米、仏、日本等のドナー国、ヨルダン、シリア、レバノン、PLOの難民受け入れ国の計22か国から構成)、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会(英、米、仏、日本、レバノン等)がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2010年12月末現在、国際職員195名のうち邦人職員3名が在籍。

● 日本の支援

日本は、1953年より拠出を行い、累積拠出実績(拠出金、食糧援助、および緊急援助)は2009年12月末現在で5億7,102万ドル。なお、2009年度日本は、現金拠出として285万ドルおよび食糧援助6億円を拠出した。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	E C	23.8	189,973	米 国	28.8	267,960
2	米 国	23.4	187,008	E C	24.5	227,550
3	スウェーデン	6.5	51,568	英 国	5.4	50,194
4	英 国	4.7	37,518	スウェーデン	5.2	48,576
5	ノルウェー	4.4	35,098	ノルウェー	4.2	39,056
6	オランダ	4.0	31,344	クウェート	3.8	35,500
7	カナダ	3.5	28,052	オランダ	3.1	28,820
8	デンマーク	2.3	18,581	サウジアラビア	3.0	27,579
9	ドイツ	2.3	18,456	スペイン	2.6	24,357
10	スペイン	2.2	17,734	デンマーク	2.1	19,948
	その他	23.0	184,005	その他	17.2	160,092
	合計	100.0	645,034	合計	100.0	929,632

5. より詳細な情報

● ホームページ

・ <http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画(UNEP:United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年の第27回国連総会決議2997(12月15日採択)により設立。日本の資金協力は、同機関が翌1973年に活動を開始して以来行われている。

● 経緯および目的

1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された(上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである)。UNEPは、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、上記基金に対する最初の拠出として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題をカバーしており、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域的機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金に対する各国の任意拠出によって賄われている。2008年および2009年の環境基金への拠出総額は、それぞれ8,833万米ドルおよび7,976万米ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込額をもとに、2年ごとに開催される管理理事会において、向こう2年間の分野ごとの資金配

分を決定している。この資金配分に従って、UNEP事務局が、管理理事会で決議された方針に従い、または各国からの要請に応じて、具体的な活動計画を策定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、管理理事会で決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部だけではなく、アジア太平洋地域等世界に6か所ある地域事務所や、UNDP等の国連機関等との連携を通じて実施される場合がある。各途上国に出先事務所がないUNEPは、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し、直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタント雇用、UNDP等の職員に依頼する等により、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し、政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。最近は、バリ戦略計画(2005年の第23回管理理事会にて採択)に基づき、途上国の法遵守能力の向上および技術支援に焦点を当てた活動を行っている。

- ・ 多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・ 環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- ・ 経済開発と環境保護の統合
- ・ 持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・ 市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア太平洋、欧州、中南米を中心とする各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2009年度に実施した事業のうち、

特定の国・地域を対象とした具体例として、たとえば、以下のような事業がある。

- ・ アフリカ、カリブ、太平洋地域における多国間環境条約の実施支援事業
- ・ 廃プラスチックの資源化プロジェクト(アジア地域における技術支援)
- ・ 紛争・災害後の環境復興のための国別プログラム(スーダン、コートジボワール等)

● 分野別実績

上記2.審査・決定プロセスのとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2008-2009年の環境問題拠出金を財源とした実績額は次のとおり(単位:千ドル)。

・ 環境評価および早期警戒	26,965
・ 環境条約および法律	15,592
・ 環境政策実施	21,503
・ 技術・産業および経済	30,293
・ 地域協力	39,753
・ 報道および広報	10,509
・ その他	7,868
合計	152,483

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は管理理事会であり、国連総会において選出された58か国(任期4年)により構成されている。日本は1972年のUNEP発足当初より現在に至るまで、管理理事国に継続して選出されている。

● 邦人職員

2010年3月末現在、専門職以上の職員は695人でそのうち日本人職員は15人。現在もなお邦人職員の割合が少ないため、日本としては邦人職員採用の増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位内に位置している。2008年および2009年の拠出状況(上位12か国の拠出率・額および全体額)は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	オランダ	14.31	12,532	オランダ	15.96	12,731
2	イタリア	13.18	11,632	英国	10.59	8,453
3	英国	10.21	9,008	ドイツ	9.88	7,885
4	ドイツ	9.60	8,474	米国	7.3	5,825
5	米国	6.57	5,800	ベルギー	6.85	5,471
6	スペイン	5.80	5,116	フランス	6.39	5,100
7	フランス	5.78	5,100	フィンランド	6.11	4,876
8	フィンランド	5.14	4,539	イタリア	5.66	4,518
9	スウェーデン	4.67	4,124	スペイン	5.39	4,301
10	スイス	4.28	3,780	デンマーク	4.89	3,906
11	デンマーク	3.66	3,227	スウェーデン	4.88	3,900
12	日本	3.36	2,964	スイス	4.82	3,851
13				ノルウェー	3.76	3,000
14				日本	3.71	2,964
	その他			その他		
	合計	100.00	88,327	合計	100.00	79,762

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を目的としたセンターである「国際環境技術センター」(IETC)の日本への設置をUNEPに働きかけ、その結果、1992年、IETCの日本への設置が決定された。日本はIETC事業への主要拠出国として、2008年、2009年にそれぞれ218万ドルを拠出した。IETCは、生産と消費、水と衛生、災害管理等の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデータベースの構築、研修(短期・長期)、セミナー等の開催、個々の環境問題に対するコンサルティング・サービス等を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促進している。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

- ・ イラク環境部門人材育成事業
- ・ イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ 「UNEP 2009 ANNUAL REPORT」
- ・ 「UNEP YEAR BOOK 2010」

● ホームページ

- ・ <http://www.unep.org>

11 国連開発計画(UNDP:United Nations Development Programme)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1966年1月1日発足。日本の同機関への資金協力は1966年以来行われている。

● 経緯・目的

国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。

また、UNDPは国連総会が設立した「国連資本開発基金(UNCDF)」、「国連女性開発基金(UNIFEM)」等の基金や「国連ボランティア計画(UNV)」の管理も行っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2009年の拠出金総合計は、約57.9億ドルであり、そのうちコア・ファンドは約10.1億ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定め、これをもとに各国にあるUNDP常駐事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら実施する事業のほかに、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施している。被援助国である開発途上国政府自らが、UNDPの資金協力を得て事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年以降、「持続可能な人間開発」(Sustainable Human Development)を基本原則に掲げ、この原則の

下、民主的ガバナンス、貧困削減、危機予防と復興、環境と持続可能な開発の4分野に重点を置いて援助活動を行っている。

ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組においては、国連事務総長がUNDP総裁をMDGsのスコア・マネージャー兼キャンペーン・マネージャーに任命するなど、MDGs推進の中心的役割を果たしている。

また、我が国からも委員が参加した「開発・人道支援・環境分野の国連システム一貫性に関する国連事務総長ハイレベル・パネル」が2006年11月に発表した報告書および2007年12月に採択された国連開発システム3か年事業活動政策レビューにおける提言を踏まえ、国連常駐調整官(RC)制度の管理者として、以前にも増して国連システムの主導的な調整機関としての役割を担当しており、同任務における業務も拡充している(なお、UNDP総裁は国連開発グループの議長)。

● 地域別実績

2009年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地 域	金 額
ア ジ ア ・ 大 洋 州	1,112.3
ア ラ ブ	523.7
ア フ リ カ	911.9
中 南 米	892.2
欧 州 ・ 旧 ソ 連	337.3
そ の 他	330.3
合 計	4,107.0

● 分野別実績

2009年のUNDPの分野別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

分 野	金 額
民 主 的 ガ バ ナ ン ス	1,473.9 (36%)
貧 困 削 減 お よ び MDGs の 達 成	1,175.1 (29%)
危 機 予 防 と 復 興	610.6 (15%)
環 境 と 持 続 可 能 な 開 発	505.2 (12%)
そ の 他	343.2 (8%)
合 計	4,107.0 (100%)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNDPの広範なネットワークとその専門的知

識・経験に基づく中立的援助を評価するとの立場から、積極的な協力を行うとともに、UNDPの設立以来、2008年まで最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めている。

● 邦人職員

UNDPの専門職以上の邦人職員は、91名(2010年1月末現在)である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2009年は約7,410.6万ドル、全コア・ファンドに占める2009年の日本の拠出の割合は約7.3%である。

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:%、万ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	ノルウェー	12.5	13,759	ノルウェー	12.1	12,252
2	オランダ	10.6	11,658	オランダ	12.1	12,245
3	スウェーデン	10.0	10,962	米 国	10.1	10,279
4	米 国	8.9	9,739	英 国	9.2	9,341
5	英 国	7.9	8,632	スウェーデン	9.0	9,083
6	日 本	6.7	7,314	日 本	7.3	7,411
7	デンマーク	6.7	7,307	スペイン	6.5	6,541
8	カナダ	5.1	5,545	デンマーク	5.4	5,495
9	スペイン	5.0	5,440	ス イ ス	5.3	5,395
10	ス イ ス	4.2	4,557	カナダ	4.7	4,762
	合 計	100.0	109,711	合 計	100.0	101,360

● 主な用途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じるため、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、従来の基金を整理統合し、2003年10月1日、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金は、日

本とUNDPとの共通の重要分野における開発途上国支援、南南協力支援、MDGs関連の共同研究等、さらにプロジェクトの成功例にかかわる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2009年度においては、約146万ドルを拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金(1988年設立)およびアジア・アフリカ協力基金(1996年設立)をUNDPに設置し、拠出している。

● 日本の政府開発援助との協調実績

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせることなどにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、併せて日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。

たとえば、日本のアフガニスタンにおける復興支援の一環として、2009年に、治安対策や平和構築支援を行うUNDPに対し、2億3,060万ドルの支援を行った。

さらに、UNDPは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2009年度末まで計69件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・UNDPが毎年発表する「Human Development Report」(人間開発報告書・Oxford University Press発行)
- ・UNDP年次報告書(国連開発計画 発行)

● ホームページ

- ・ <http://www.undp.org>

⑫ 世界保健機関(WHO:World Health Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期および経緯

1948年4月7日設立。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章(1948年4月7日発効)によって設立された。

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第1条)を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務的分担金(各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠)と、加盟国およびUNDP、世界銀行

等の他の国際機関からの任意拠出金からなっている。

義務的分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される世界保健総会を最高意思決定機関としている、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、予算(2年制)の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で与えられる。

● 地域別予算割合

(単位:%)

地域別予算		2009~2010年
全体額(百万ドル)		4,938
地域別割合	アフリカ	29.4
	アメリカ	5.6
	南東アジア	11.5
	欧州	5.6
	東地中海	9.8
	西太平洋	7.0
本部		31.0

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA(H1N1)対策をはじめとして、新たに発生した感染症(エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)など)や、既に克服されたと思われていた感染症の再興(コレラ、結核など)が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則(International Health Regulations:IHR)が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA(H1N1)が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法(DOTS)、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、ラテン・アメリカの風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病(NTD)についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供

給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病などの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は11回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2009年12月末現在で6,948名(専門職3,146名、一般職3,802名)の職員がいるが、そのうち邦人職員は35名。中島宏第4代事務局長(1988-1998年)、尾身茂西太平洋地域事務局長(1999-2009年)を輩出している。

● 財政負担

2010~2011年の総予算は49億3,790万ドルである。このうち、約19%強にあたる分担金総額は9億2,880万ドル(2年間の総額)であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2010年の日本の分担率は16.625%で、分担金は約7,721万ドル。アメリカ(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの81%弱である40億910万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2009年には1,122万ドル、2010年には1,438万ドルの任意拠出金を拠出している。

● 主要拠出国一覧

(単位:%)

順位	2009年 (分担金総額:464,420千ドル)		2010年 (分担金総額:464,420千ドル)	
	国	分担率	国	分担率
1	米	22.0000	米	22.0000
2	日	16.6253	日	16.6253
3	ドイ	8.5777	ドイ	8.5777
4	英	6.6425	英	6.6425
5	フ	6.3015	フ	6.3015
6	イ	5.0794	イ	5.0794
7	カ	2.9772	カ	2.9772
8	ス	2.9682	ス	2.9682
9	中	2.6672	中	2.6672
10	メ	2.2572	メ	2.2572

● 日本の政府開発援助との協調実績

WHO西太平洋地域事務局(WPRO)との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行っている。基本的に毎年、WPROとの連携協議(日・

WPRO協議)を行い(2007年10月に第7回協議を実施)、保健医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援(660万ドル)、2007年2月イラク復興支援(390万ドル)等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2009年末までに計14件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ World Health Report, 2008(WHO発行)

● ホームページ

・ <http://www.who.int>

13 国連大学(UNU:United Nations University)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は1972年以来行われている。

● 経緯・目的

- ・1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作総理は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- ・1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。
- ・1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・1975年、東邦生命ビル(東京)内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- ・1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本(旧文部省)が負担した。

2. 事業の仕組み

● 概要

大学本部(東京)および世界12か国にある計15の研究・研修センター／プログラム(2010年7月現在)が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2010～2011年(1会計年度は暦年2年間)の予算は1億481万7,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する(年1回開催)。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、

職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部(東京)もしくは世界12か国15の研究・研修センター／プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年の理事会で採択された2012年までの活動目標を設定する「戦略プラン2009～2012」に基づき、洞察と政策研究を通じた国連システムへの寄与と、特に途上国に対するアウトリーチとネットワーキング活動を最優先課題として活動している。

● 主要な事業

(1) 研究活動

地球規模の持続可能な開発に貢献することを目的とし、「サステイナビリティ(持続可能性)」の観点から互いに関連する以下の分野について、研究活動を行っている。

- ・平和、安全保障、人権
- ・人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
- ・世界の健康、人口、持続可能な生活
- ・地球規模の変化と持続可能な開発
- ・科学、技術、イノベーション社会

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。

- ・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」(テーマ:「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等)
- ・若い研究者、特に開発途上国出身者の研究レベルの向上を支援する「修士・博士課程や博士修了者向けプログラム」(持続可能な開発への戦略的アプローチ)、「応用数学とコンピューター科学」等)
- ・国際機関の職員、または外交官を目指す人たちのための「国際講座」(テーマ:「平和と人権」、「環境変化と持続性」等)
- ・大学生、大学院生(留学生を含む)、若い社会人のためのグローバルセミナー(テーマ:「持続可能な地球社

会をめざして]

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステナビリティと平和研究所(UNU-ISP)において2010年秋に、途上国を中心とする留学生と日本人学生を対象に「サステナビリティと平和」専攻の大学院プログラムを開始。将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、現在は阿部信泰軍縮・不拡散促進センター所長が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2010年1月末現在で21名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、2009年は外務省から274万ドルおよび7,800万円(留学生支援事業費)、文部科学省から1億6,000万円、環境省から2億6,500万円(持続可能な開発のための教育の10年構想事業費他)を拠出している。2009年の各国政府拠出額の第2位はマレーシア、第3位はドイツである。

● 各国の国連大学に対する拠出額および拠出率

(単位:千ドル、%)

順位	2008年			順位	2009年		
	国名	拠出額	拠出率		国名	拠出額	拠出率
1	日本	7,150	27.4	1	日本	12,698	41.7
2	マレーシア	4,900	18.7	2	マレーシア	5,100	16.8
3	ドイツ	4,887	18.7	3	ドイツ	4,928	16.2
4	オランダ	3,453	13.2	4	オランダ	3,380	11.1
5	カナダ	1,834	7.0	5	カナダ	1,198	3.9
6	フィンランド	777	3.0	6	マカオ	822	2.7
7	スウェーデン	751	2.9	7	スウェーデン	579	1.9
8	マカオ	645	2.5	8	ベルギー	360	1.2
9	デンマーク	417	1.6	9	E U	352	1.2
10	イギリス	400	1.5	10	ノルウェー	337	1.1
11	ヨルダン	331	1.3	11	英国	293	1.0
12	ベルギー	265	1.0	12	デンマーク	188	0.6
13	フランス	155	0.6		その他	184	0.6
	その他	174	0.6				
	合計	26,139	100.0		合計	30,419	100.0

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「United Nations University Annual Report」

当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。国連大学広報部で入手可能。

・「国連大学年次報告」(上記の日本語版)

● ホームページ

・ <http://www.unu.edu/>

14 国際労働機関 (ILO:International Labour Organization)

1. 設立・経緯・目的および日本の加盟時期

● 設立および日本の加盟時期

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関(加盟42か国)として発足した。日本は、ILO創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要産業国(常任理事国:ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国)の一つとなっている。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、政・労・使の三者構成の形式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完

全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている(ILO憲章およびフィラデルフィア宣言(同憲章附属書))。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。UNDP(国連開発計画)からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議などを主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事(政府代表28名、労働者・使用者代表各14名)により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催などについて了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

1999年以降「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現」のため、①労働における権利、②雇用、③社会保護、④社会対話の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2009年における上記4分野における技術協力(通常予算および予算外財源の合計)実績は以下のとおりである。

①労働における権利	56,626千ドル	26.4%
②雇用	76,698千ドル	35.7%
③社会保護	30,267千ドル	14.1%
④社会対話	24,507千ドル	11.4%

※このほかに、その他として26,708千ドル(12.4%)等がある。

● 地域別実績

2009年における地域別援助額(通常予算および予算外財源の合計)とその比率は以下のとおりである。

(単位:千ドル、カッコ内は構成比:%)

アフリカ	60,096	(28.0)
アジア・太平洋 ^(*)	55,809	(26.0)
ラテンアメリカ	24,807	(11.5)
アラブ諸国・中東	8,413	(3.9)
欧州 ^(**)	13,110	(6.1)
地域間	52,573	(24.5)
合計	214,807	(100.0)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している(1940年に脱退し、1951年に再加盟)。1954年以降は日本政府は常任理事国となっている(1970年代以降政・労・使ともに理事を務める)。

● 邦人職員

2009年12月末現在でジュネーブ本部に504名、地域総局等地域組織に247名の合計751名の職員(専門職以上)がいるが、そのうち邦人職員は38名。

● 日本の財政負担

2010~2011年のILO予算は7億7,800万スイス・フラン(2年間の総額)。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2010年および2011年の日本の分担率はそれぞれ16.631%および12.535%で、2010年および2011年の分担金はそれぞれ約6,400万スイス・フランおよび4,400万スイス・フラン。米国(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要拠出国別分担率

(単位:%)

2010~2011年予算 規模:777,590,400スイスフラン			
		2010年	2011年
米	国	22.000	22.000
日	本	16.631	12.535
ド	イ ツ	8.581	8.021
フ	ラ ン ス	6.304	6.126
英	国	6.645	6.607
イ	タ リ ア	5.081	5.001
カ	ナ ダ	2.978	3.208
ス	ペ イ ン	2.969	3.178
ブ	ラ ジ ル	0.877	1.612
韓	国	2.174	2.261

● 日本の政府開発援助との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2009年末までに計10件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「The ILO: What it is, What it does」

● ホームページ

・ <http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1957年、国際原子力機関(IAEA)は米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国であり、加盟と同時に予算計上を行った。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は、常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたこと等を背景に、原子力の平和的利用の推進と核拡散問題に対処する国際協力体制の必要性が高まり、創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。

2. 技術協力事業の仕組み

● 概要

IAEAは、原子力安全、原子物理学および原子化学、並びに医療、農業・食料、工業、環境等の放射線およびアイソトープ利用の各分野で、専門家派遣、機材供与、研修員の受入れ等の分野の技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2010年の同基金の予算目標総額は8,500万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、当該事業を要請した国

または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施にかかわる調整を行う。事業の実施に際しては、当該受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

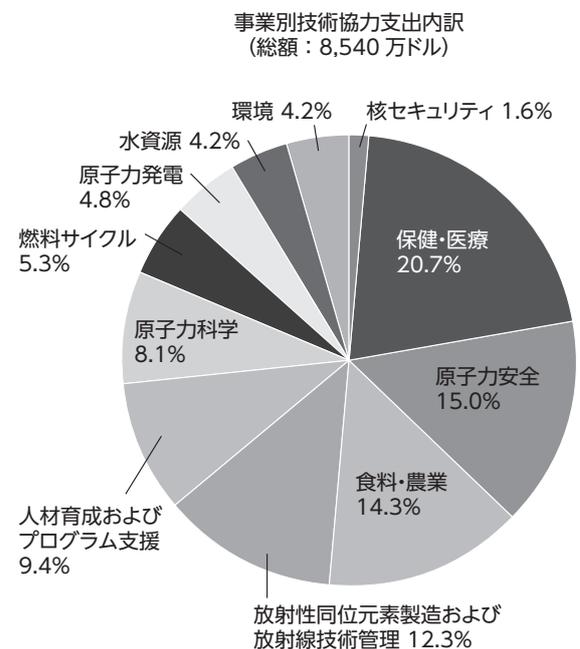
3. 最近の技術協力活動内容

● 概要

医療、食料・農業、工業、環境等の分野において専門家派遣、機材供与、訓練コース開催等を実施。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、事業別実績は以下のとおり。



(出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2009)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEAの原加盟国であるとともに、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動

に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力推進国として、開発途上国のための原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。

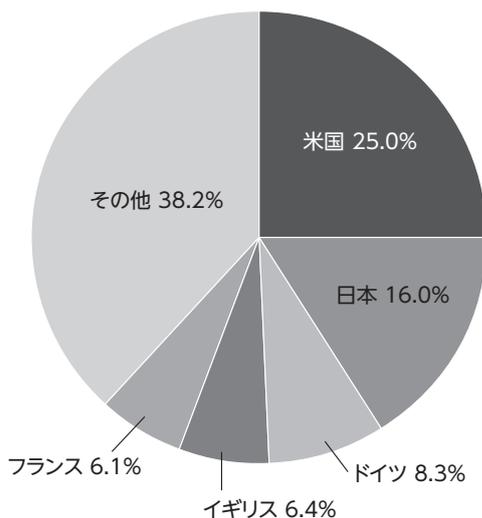
● 邦人職員

事務局には、2010年12月末現在、日本人として初めて選ばれた天野之弥事務局長(任期は2013年11月末までの4年間)をはじめ52名の邦人職員が在籍している(うち正規職員39名)。

● 技術協力分野における日本の財政負担

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル(目標額全体の19%)、2008年度1,283万ドル(目標額全体の16%)、2009年度1,363万ドル(目標額全体の16%)を拠出している(米国に次ぎ第2位)、2010年度1,361万ドル(目標額全体の16%)。

技術協力基金拠出割合(2010年)



● 主な用途を指定した特別拠出

日本(1978年から加盟国)を含む17か国が加盟国であるRCA(IAEA・アジア原子力地域協力協定)の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学分野等での技術協力プロジェクトを行っている。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2009年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。

また、その一覧は下記のホームページに掲載されている。

● ホームページ

- ・ IAEA: <http://www.iaea.org>
- ・ RCA: <http://www.rcaro.org/>

⑯ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国連薬物犯罪事務所(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)は、国連薬物統制計画基金と犯罪防止刑事司法基金の2つの基金を管理する。日本は、国連薬物統制計画基金にその設立当初から拠出し、また、犯罪防止刑事司法基金に対しては、1996年、1998年、2000～2002年、および2005年以降は毎年拠出してきている。

● 経緯・目的

UNODCは持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロリズムの問題に包括

的に取り組むことを目的とする。

国連システムにおいては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画(UNDCP: United Nations International Drug Control Programme)が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画(CPCJP: Crime Prevention and Criminal Justice Programme)が設置された。1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター(CICP: Centre for International Crime Prevention)が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、

同報告により、相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロリズムに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止オフィス(UNODCCP: United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention)を構成することとなった。さらに、2002年、これが現在の国連薬物犯罪事務所(UNODC)に改称され、2004年には、国連事務総長によりUNODCが正式に上記の両計画(UNDCPおよびCPCJP)を統合するものとして発足した。なお1999年には、国際テロリズムへの対応を強化するため、UNDCP(現在はUNODC)内に、テロ防止部(Terrorist Prevention Branch)が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、①政策および事業決定過程に資するため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、②国連加盟国の不正薬物、犯罪、テロリズムに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、③国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロリズム対策における能力向上のための技術協力を提供することの3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である国連麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会と、国際麻薬統制委員会、さらに、国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画(UNDCP)基金および犯罪・テロリズム対策実施のための犯罪防止刑事司法基金(CPCJF: Criminal Prevention and Criminal Justice Fund)の2つの基金を有する。基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、各々国連麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物

薬物分野では、国際薬物統制条約の実施による法整備支援、不正薬物防止の治療やリハビリ支援、麻薬産業脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に1度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめる等の情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の

防止にとどまらず保健、経済発展および安全保障の観点をも考慮した、包括的なアプローチをとっている。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、組織犯罪、人身取引に対する各グローバル・プログラム、およびテロ防止部を通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、国連麻薬委員会(2009年まで)および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画しており、日本の発言は上記両委員会および主要拠出国会合等における審議・決定に反映されている。また、コスタUNODC事務局長は2006年、2007年および2008年に訪日し、関係省庁等との意見交換を行った。

● 邦人職員

2010年1月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名である。

● 日本の拠出

薬物統制計画基金に対する日本の拠出は、2008年度は約189万ドルおよびアフガニスタンの麻薬対策のために約238万ドル(補正予算)、2009年度は約193万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約398万ドル(補正予算)となっている。

犯罪防止刑事司法基金に対しては、2008年度に約10万ドルおよびアフガニスタンの麻薬対策関連のための約62万ドル(補正予算)を、2009年度に約11万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策関連等のための約302万ドル(補正予算)を拠出した。また、2002年に同基金の中に新設されたGlobal Program against Terrorismに対しては、2009年度予算により約6万7,000ドルを拠出した。

● 日本の拠出金の活用状況

日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならない問

題であるという認識の下、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物のほとんどが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。これまで日本は、地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国(タイ、ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、中国)の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマー・ワ地区における薬物統制および代替開発プロジェクトのほか、東南アジア地域で問題が深刻化している合成薬物対策を念頭に、薬物を製造する際に必要となる前駆化学物質の規制プロジェクト、合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクトなどを支援してきた。さらに、2008年度および2009年度は、アフガニスタンの麻薬対策も支援した。

また、日本は、2006年～2008年に犯罪防止刑事司法基金に対して行った拠出を通じて、UNODCのタイにおける人身取引対策プロジェクトを支援したほか、国際的な腐敗対策への取組、我が国ODAの適切な運用を図るとの観点から、2008年から腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーが開催された。また2009年度のテロ防止部への拠出を通じ、ASEAN諸国へのテロ対策法制整備支援を実施した。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2009年末までに計9件のプロジェクトが承認された。

● 主要拠出国一覧

UNODC(薬物統制計画基金および犯罪防止刑事司法基金)への主要拠出国 (単位:%、万ドル)

順位	2009年		
	国名	拠出率	拠出額
1	E U	18.85	2,621.7
2	カ ナ ダ	13.92	1,935.6
3	ス ウ ェ ー デ ン	11.07	1,540.3
4	ド イ ツ	9.71	1,350.8
5	オ ラ ン ダ	9.06	1,260.4
6	ア メ リ カ	7.92	1,101.9
7	ノ ル ウ ェ ー	5.89	818.9
8	イ ギ リ ス	4.16	578.4
9	オーストラリア	3.86	536.4
10	日 本	3.67	511.1
	合 計	100.0	13,909.5

* UNODCの集計による。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・ <http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金(IFAD:International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 開始時期

国連の専門機関として1978年より業務を開始。日本は、原加盟国としてIFAD設立当初より資金協力を行っている。

● 経緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年よりローマにおいて業務を開始。

● 目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と

貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を

得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年末において、IFADは221の事業を実施中であり、その総事業費のうちIFADによる投資額は39億ドルとなっている。

また、2006年に策定された「IFADの戦略枠組2007-2010」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績

(通常融資案件ベース)(単位:百万ドル)

地域	2008年	2009年
西・中央アフリカ	64.4	66.8
東・南アフリカ	85.4	106.4
アジア・太平洋	99.1	129.2
中南米	79.1	61.6
中東・北アフリカ	96.1	73.5
合計	424.1	437.5

出典:IFAD2009年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、農業開発、農村開発、

農村金融、灌漑、畜産、漁業、定住、食糧の貯蔵・加工・マーケティング、調査・訓練の9分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2010年7月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第7次までの各増資期間において、日本は総額約3.1億ドルを拠出し、米国、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。なお、第8次増資期間(2010~2012年)において、日本は6,000万ドルの拠出を表明している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」(国際農業開発基金発行)

国際農業開発基金の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・ <http://www.ifad.org>

18 国連合同エイズ計画(UNAIDS:Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1981年に初めてエイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってエイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界的な拡がりや感染がおよぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来からエイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー

(co-sponsor)^(注1)として参画する国連合同エイズ計画(UNAIDS)の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS(Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)が正式に発足した。

● 目的

UNAIDSの事業の目的は、途上国のエイズ対策強化支援、エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のエイズ対策の強化と調整等にあり、エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なエイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関の有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるエイズ

注1 その後、共同スポンサー機関は以下の10機関に拡大した。
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)、世界食糧計画(WFP)、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国際労働機関(ILO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界保健機関(WHO)、世界銀行

対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国(日本は発足当初より理事国を務めている)、投票権のない10の共同スポンサー機関および5つのNGOからなる事業調整理事会(PCB:Programme Coordinating Board)並びに共同スポンサー委員会(CCO:Committee of Co-sponsoring Organizations)で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長(Executive Director)は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏(ベルギー人)の後、09年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長(マリ人)が第2代事務局長を務めている(国連事務次長を兼務)。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、この他80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言(Declaration of Commitment on HIV/AIDS)」で定められた期限付きのエイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗よく状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」の取りまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにエイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マ

リア対策基金(世界基金)を通じたエイズ対策促進のため、世界基金と緊密に協力している。

● 活動領域

2010~2011年(2年予算制度)のコア予算は4億8482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当てされる。このほか、共同スポンサー等のエイズ関連予算等と合わせて、2010~2011年の事業予算総額は7億7,656万ドルである。

ユニバーサルアクセスの達成に向けては、優先領域(2010~2011)を定め、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

優先領域:

- | | | |
|------------------------------------|------------|-------|
| ①母親の死、乳幼児のHIV感染予防 | 76,618千ドル | 9.9% |
| ②HIV陽性者への治療確保 | 87,309千ドル | 11.2% |
| ③結核によるHIV陽性者の死亡を予防 | 39,855千ドル | 5.1% |
| ④薬物使用者のHIV感染予防 | 45,204千ドル | 5.8% |
| ⑤効果的なエイズ対策の妨げとなる刑罰法規、政策慣習、偏見と差別の除去 | 49,862千ドル | 6.4% |
| ⑥女性や少女に対する暴力の排除 | 44,069千ドル | 5.7% |
| ⑦HIV感染に対する若者の強化・自己防衛力 | 77,568千ドル | 10.0% |
| ⑧HIVの被害を受けた人々の社会的保護の強化 | 53,383千ドル | 6.9% |
| ⑨その他(アドボカシー、情報、人材育成、ヘルスシステム等) | 302,692千ドル | 39.0% |

● 地域別実績

2010~2011年(2年間)における地域別援助全体額とその比率は以下のとおりである。

● 地域別予算割合

(単位:%)

		2010~2011
全体額(百万ドル)		771.6
地域別割合	アメリカ	9.9
	アジア・太平洋	19.2
	欧州・中央アジア	9.3
	中東・北アフリカ	6.2
	サハラ以南アフリカ	32.4
	本部(グローバル)	23.1

出典: UNAIDS 2010~2011 Unified Budget and Work plan

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2010年6月末現在、専門職以上の邦人職員数は、3名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2009年度は2,599,725ドルであり、ドナー30か国中の順位は15位である。

● 主要拠出国一覧

(単位:ドル)

順位	2009年	
	ドナー国拠出計: 232,382,957	
1	オランダ	47,244,096
2	米国	44,716,500
3	スウェーデン	34,136,189
4	ノルウェー	24,260,804
5	英国	16,943,165
6	フィンランド	12,552,301
7	デンマーク	7,818,608
8	ベルギー	6,576,780
9	スペイン	6,024,096
10	カナダ	5,142,857
11	ドイツ	5,139,745
12	スイス	4,306,632
13	アイルランド	3,952,569
14	ルクセンブルク	3,477,690
15	日本	2,599,725

5. より詳細な情報

● ホームページ

・ <http://www.unaids.org/en/>

① 国連ボランティア計画 (UNV: United Nations Volunteers Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1971年1月1日設立。日本の資金協力は1994年以来行われている。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画 (UNV) は、国連開発計画 (UNDP) の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野

にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、世界食糧計画 (WFP) 等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2009年実績は約2.2億ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入れ政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入れ政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

2001年のボランティア国際年以降、UNVはボランティアリズム推進による開発と平和の達成のため、ボランティアリズムに関するアドボカシー、ボランティアの動員および開発事業計画におけるボランティアリズムの融合を柱とする活動を、基礎的サービスの供給、紛争予防と紛争後の復興、環境・気候変動への取組などの分野で実施している。

また、2011年のボランティア国際年10周年に向けて、UNVは各国政府や市民社会組織とのパートナーシップのもと、過去10年にわたりボランティアリズムが各国・地域の開発・平和構築の取組において果たしてきた重要な役割を評価する活動を行っている。

● 地域別実績

2009年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

地 域	2009年
アジアおよび大洋州	1,292人 (16.7%)
アラブ	1,466人 (19.0%)
サハラ以南のアフリカ	3,680人 (47.7%)
中南米およびカリブ海諸国	979人 (12.7%)
欧州・旧ソ連	299人 (3.9%)
合 計	7,716人 (100.0%)

● 分野別実績

2009年のUNVの分野別派遣実績は、以下のとおり。

分 野	2009年
民主的ガバナンス	27%
MDGs達成と貧困削減	28%
環境と持続的開発	3%
紛争予防と復興	42%
合 計	100%

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性にかんがみ、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、

2009年は第2位の拠出国。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2010年1月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は、1名である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本の拠出は、2008年は160万ドル、2009年は299万ドル、拠出金全体に占める日本の割合は2008年は9.6%、2009年は25.21%である(注:2009年度に支出時期の見直しを行ったことにより、我が国の2009年中のUNVへの拠出額は2か年(2008年度予算および2009年度予算の一部)が計上されている)。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、百万ドル)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	ドイツ	21.2	3.53	ドイツ	27.70	3.29
2	アイルランド	13.5	2.24	日本	25.21	2.99
3	イタリア	13.2	2.20	ベルギー	16.42	1.95
4	日本	9.6	1.60	フィンランド	14.76	1.75
5	ベルギー	8.0	1.33	スペイン	8.34	0.99
6	フィンランド	6.4	1.07	スイス	6.90	0.82
7	スイス	6.4	1.06	アイルランド	6.06	0.72
8	スウェーデン	5.4	0.92	イタリア	5.84	0.69
9	スペイン	3.8	0.64	スウェーデン	4.90	0.58
10	韓国	3.5	0.59	フランス	4.39	0.52
	合 計	100.00	16.65	合 計	100.00	

出典:UNV Annual Report2009。ただし、JICA拠出等除く。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金のもと実施されたプロジェクトは94を数え、実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2009年度は、約102万ドルを基金に拠出した。

(2) 外務省は、2009年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成することを目的に「平和構築人材育成事業」を委託事業として実施している。UNVは、本事業の海外実務研修を担当しており、我が国は、2009年度には約132万ドル

を拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「国連ボランティア計画年次報告書」(国連ボランティア

計画 発行)

● ホームページ

・ <http://www.UNV.org>

・ <http://www.UNV.or.jp>(日本語)

② 国連人間居住計画 (UN-HABITAT:United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年10月、「国連人間居住センター」として発足。日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

● 経緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、「国連人間居住計画」(UN-HABITAT)へと改組された。

● 目的

- ・ 居住に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
- ・ 国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・ 地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。

その活動資金は、各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2009年の拠出金総計は、約1億6,022万ドルであり、そのうちコア拠出金総額は、約3,147万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-HABITATの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、

これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-HABITATが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携し行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

1996年トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議(ハビタットII)において採択された「ハビタット・アジェンダ(世界行動計画)」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標(MDGs)に掲げる「環境の持続可能性の確保」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2009年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万USDドル、%)

地 域	2009年	
	金 額	シェア
アフリカ・アラブ	44.3	70.2
アジア・太平洋	18.8	29.8
ラテンアメリカ・カリブ諸国	0	0
中・東・南ヨーロッパ	0	0
合 計	63.1	100.0

※約30万ドルが、「Other Country Activities」となっており、分類不能

● **主な事業**

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● **意思決定機構における日本の位置付け**

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会(2001年までは国連人間居住委員会)の理事国を務めており、UN-HABITATの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● **邦人職員**

2010年7月末現在、専門職以上の邦人職員数は4名である。

● **日本の財政負担**

日本の任意拠出金は、2008年度は4,341,410ドル(うち用途を定めた拠出は4,193,046ドル)、2009年度は31,341,410ドル(うち用途を定めた拠出は31,193,046ドル)。2009年のUN-HABITATへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は7%(6位、暦年ベース)。

● **主要拠出国等一覧**

コアおよびイヤマーク拠出を含めた総拠出状況(暦年ベース)は、以下のとおり

(単位:USドル、%)

順位	2008年		2009年	
	国・機関名	拠出率	国・機関名	拠出率
1	スペイン	11	スペイン	10
2	ノルウェー	11	ノルウェー	10
3	日本	10	米国	9
4	英国	7	国連	7
5	国連	7	カナダ	7
6	スウェーデン	7	日本	7
7	E U	4	スウェーデン	6
8	カナダ	2	オランダ	5
9	オランダ	2	英国	4
10	米国	1	E U	2
合計	166,296,234	100.0	160,223,512	100.0

出典:UN-HABITATの財政状況に関する四半期報告(2010年3月より)

● **日本の政府開発援助(ODA)との協調実績**

日本は、1984年から人間居住財団(一般目的)に任意拠出金を拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本

が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を人間居住財団(特定目的)にイヤマークしている。また、2002年からは、UN-HABITATが持つ専門的知見、ネットワーク、迅速性等を活かしつつ、日本の二国間支援を補完する観点から、アフガニスタン、イラクにおける紛争後の支援、スリランカ、パキスタンなどの自然災害後の支援、スーダン、ソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急時においてもUN-HABITATを通じて支援を行っている。このほか、UN-HABITATは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2009年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリアにおける計6件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

- ・「State of the World Cities」(UN-HABITAT編)
都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などを取りまとめている。偶数年に発行。
- ・「Global Report on Human Settlements」(UN-HABITAT編)
世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。
- ・UN-HABITATの年次報告書「Annual Report」(UN-HABITAT編)
上記書籍等の入手方法は下記ホームページを参照。

● **ホームページ**

- ・ <http://www.unhabitat.org>

2 国際開発金融機関

① 国際復興開発銀行 (IBRD: International Bank for Reconstruction and Development) および国際開発協会 (IDA: International Development Association)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

IBRDは、1946年6月に設立。日本は1952年に加盟。

IDAは、1960年9月に設立され、日本は設立当初から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金(IMF)とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2010年6月末現在187か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な開発途上国に対して、より緩和された条件で融資を行うことを目的としている。2010年6月末現在170か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2010世銀年度(2009年7月～2010年6月)の中長期の資金調達額は約317億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益の移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、国別支援戦略(CAS)を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDA

はこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010世銀年度(2009年7月～2010年6月)の貸付・融資承認総額は、IBRDが約442億ドル、IDAが約145億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の承認実績は以下のとおり。
→2010世銀年度のデータ:

地域別実績

(単位:億ドル)

地域	IBRD	IDA
サブ・サハラ・アフリカ	42.6	71.8
東アジア・大洋州	58.7	16.5
南アジア	66.9	46.5
欧州・中央アジア	102.0	6.2
中東・北アフリカ	35.2	2.1
ラテンアメリカ・カリブ地域	136.7	2.4
合計	442.0	145.0

分野別実績

(単位:億ドル)

分野	IBRD	IDA
法務・司法・行政	81.7	26.6
金融	83.5	8.0
運輸	66.9	23.1
保健その他のサービス	46.8	21.1
エネルギー・鉱業	86.8	12.5
産業・貿易	8.9	3.6
教育	28.6	20.8
農業・漁業・林業	14.0	12.1
上下水・治水	24.0	17.0
情報・通信	0.7	0.8
合計	442.0	145.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2010年6月末現在、24名の理事(任命理事5人、選任理事

19人)からなる理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2010年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員3,570名のうち日本人職員数は65名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金(授權資本ベース)約1,908億ドル(2010年6月末時点)のうち、日本の出資額は約153億ドル(シェア約8.1%)であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金(2010年6月末現在)約1,991億ドルのうち日本の出資額は約395億ドル(シェア約19.9%)であり、加盟国中第2位である。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund)

2009年度拠出 約89億円

使途: PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における我が国のプレゼンス向上、および我が国の知見

の世銀の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund)

2009年度拠出 約14億円

使途: JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

年次報告: 1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別に取りまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年9月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

- ・世界銀行(IBRD、IDA)本部:<http://www.worldbank.org>
- ・世界銀行(IBRD、IDA)東京事務所:<http://www.worldbank.or.jp>

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

IMFは、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国内閣金融会議において調印された国際通貨基金協定(1945年12月発効)に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

国際通貨基金協定の目的は協定第1条に規定されており、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上の困難に陥っている加盟国への一般財源の提供である。2010年7月現在の加盟国数は187か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐた

めの加盟国のマクロ経済・為替政策に関するサーベイランス(監視)、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会において当該プログラムおよび融資の内容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引出し可能となり、その後、IMFが当該国のプログラム履行状況を定期的にレビューし、その結果に応じて資金が引出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応した国際通貨シス

テムの強化に向けた種々の取組を行っている。特に危機を経て、IMFの資金基盤の3倍増が合意されたほか、大規模かつ速やかな資金支援を実施するための新しい融資制度が創設されるなど、IMFの機能は大幅に強化されている。日本は、他国に先駆けて1,000億ドルの融資を表明し資金基盤の拡充に向けた議論を主導するなど、機能強化に積極的に貢献してきた。さらに、G20の「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み(フレームワーク)」において世界経済の見通しについての3つのシナリオ(基本シナリオ・上方シナリオ・下方シナリオ)を作成し2010年6月のトロント・サミットに報告するなど、国際経済協力に関する第一のフォーラムとなったG20においてもIMFは重要な役割を果たしている。

また、低所得国に対して譲許的な条件(現在、金利0~0.25%、期間8~10年)による融資を実施している。今般の金融危機を受けてこの低所得国向け融資制度改革が行われ、①利用限度額の倍増、②譲許性の拡大、③従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設などが行われた。

● 地域別実績

①IMF通常融資(一般資金の引出し)

(単位:百万SDR)

地域	2008年		2009年	
	国数	金額	国数	金額
アフリカ	5	394	3	237
アジア	2	2,201	4	2,702
欧州	7	10,723	11	17,277
中東	1	25	0	0
西半球	2	79	3	207
合計	17	13,422	21	20,423

②PRGT融資

(単位:百万SDR)

地域	2008年		2009年	
	国数	金額	国数	金額
アフリカ	22	503	24	1,464
アジア	1	23	3	18
欧州	4	57	3	44
中東	0	0	1	1
西半球	3	55	6	85
合計	30	638	37	1,612

出典:①、②ともIMFホームページ(<http://www.imf.org/external/>)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務(代表)により構成される総務会

(年1回開催)を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会(年2回開催)が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定(融資の承認等)は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事からなる理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている(1970年以降は任命理事となっている)。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2010年4月30日現在2,385名(専門職1,897名、補助職488名)となっている。専門職1,897名のうち邦人職員は43名。主な邦人幹部職員では、篠原尚之氏が副専務理事、石井詳悟氏がアジア太平洋地域事務所長を務めている。

● 日本の財政負担

2010年7月現在、日本の出資額は133億1,280万SDR、出資シェアは約6.1%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

特定活動に係る管理勘定(Administered Account for Selected IMF Activities-Japan)等

2008年度拠出 約25.1億円

2009年度拠出 約27.4億円

使途:技術支援(金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施)および奨学金制度(アジア・太平洋のDAC諸国の人材育成等)への支援

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report of the Executive Board」

IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ホームページ

・国際通貨基金(IMF)本部:<http://www.imf.org>

・国際通貨基金(IMF)アジア太平洋地域事務所:

<http://www.imf.org/external/oap/jpn/office.htm>

③ アジア開発銀行(ADB:Asian Development Bank)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、ADBの設立が決議され、1966年に正式に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会(旧称ECAFE))の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された(本部マニラ)。2009年12月末現在で67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数(米国、ヨーロッパ)は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、現在の総裁(第8代目)は黒田東彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付・株式投資、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国への融資業務に使用される「通常資本財源(OCR)」と、低所得国向けに緩和された条件で融資業務および贈与に使用される「アジア開発基金(ADF)」がある。また、加盟国からの拠出金とOCRおよびADFからの配分金からなる「技術援助特別基金」があり、技術援助に用いられている。2009年末現在、OCR(応募済資本ベース)は608億ドル、ADFは266億ドルとなっている。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年～2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「戦略2020(2008年4月策定)」において、アジア・大洋州地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心

戦略として掲げている。2008年の融資承認額はOCRが87億ドル、ADFが18億ドル、2009年はOCRが110億ドル、ADFが22億ドルであり、2009年度は、今般の経済・金融危機という外的要因により悪影響を受けた国への迅速な財政支援を実施したことから、公共政策分野への融資が増加している。なお、分野別実績は以下のとおり(OCR+ADF)。

(単位:百万ドル,%)

2008年			2009年		
部 門	金 額	シェア	部 門	金 額	シェア
農業・天然資源	443	4.2	農業・天然資源	443	3.4
エネルギー	2,463	23.5	エネルギー	2,126	16.1
金 融	118	1.1	金 融	510	3.9
産業・貿易	168	1.6	産業・貿易	101	0.8
教 育	130	1.2	教 育	85	0.6
保 健	211	2.0	保 健	93	0.7
給水・衛生	402	3.8	給水・衛生	809	6.1
運輸・通信	2,734	26.1	運輸・通信	2,348	17.7
公 共 政 策	1,945	18.5	公 共 政 策	5,306	40.1
マルチセクター	1,882	17.9	マルチセクター	1,409	10.6
合 計	10,494	100.0	合 計	13,230	100.0

国別実績は以下のとおり(OCR+ADFの上位10か国)。

(単位:百万ドル,%)

2008年			2009年		
国 名	金 額	シェア	国 名	金 額	シェア
イ ン ド	2,877	27.4	インドネシア	2,184	16.5
中 国	1,750	16.7	中 国	1,955	14.8
パキスタン	1,171	11.2	ベトナム	1,926	14.6
インドネシア	1,085	10.3	イ ン ド	1,811	13.7
フィリピン	940	9.0	フィリピン	1,176	8.9
ベトナム	790	7.5	バングラデシュ	1,028	7.8
バングラデシュ	592	5.6	パキスタン	940	7.1
カザフスタン	340	3.2	カザフスタン	687	5.2
アゼルバイジャン	215	2.1	スリランカ	330	2.5
スリランカ	150	1.4	グ ル ジ ア	229	1.7
そ の 他	584	5.6	そ の 他	964	7.2
合 計	10,494	100.0	合 計	13,230	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12人の理事(域内国8人、域外国4人)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員908名のうち、黒田総裁をはじめ日本人職員129名(2009年末現在)。

● 日本の財政負担

2009年末現在、通常資本財源(応募済資本ベース)608億ドルのうち、日本の出資額は86億ドル(シェア14.2%)であり、米国とともに加盟国中第1位。また、アジア開発基金266億ドルのうち、日本の拠出額は101億ドル(シェア38.0%)であり、加盟国中第1位。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

(JFPR:Japan Fund for Poverty Reduction)

2009年度拠出:約49億円

使途:ADBの開発途上加盟国における貧困・社会的弱者のための貧困対策を支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別に取りまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

・ アジア開発銀行(ADB): <http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行(AfDB:African Development Bank)およびアフリカ開発基金(AfDF:African Development Fund)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

AfDBは1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、AfDFは1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された(本部は、コートジボワール・アビジャン。ただし、2003年以来、チュニジア・チェニスに暫定的に移転)。2009年12月末現在で77か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から24か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2009年12月末現在、26か国(域外国25か国、南アフリカ共和国)およびAfDBが加盟している。日本はAfDF設立当初からの加盟国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開

発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付け会社から最高の格付け(AAA)を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似的国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等をもって、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

2009年末現在、AfDBの資本金は343億ドル、AfDFの資本金は274億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB(AfDF)はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBの資金供与は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付きで行われている。

2009年の融資総額は承認ベースで、AfDBが83.3億ドル、AfDFが20.4億ドル、2008年はAfDBが23.5億ドル、AfDFが25.4億ドルである。

両機関は、NEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)への協力や、農村部の上下水道の整備・改善を主要プロジェクトとして掲げ、貧困削減を推進している。

● 主要な事業

融資全体額における部門別比率(2009年)で見ると、農業部門が2.3%、社会部門が2.7%、インフラ部門が55.7%、財務部門が12.2%、多目的部門が25.2%等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は18名の理事(域内12名、域外6名)からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員887名のうち日本人職員3名(2009年末現在)。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金343億ドル相当額のうち、日本の出資額は18億ドル相当額(シェア5.5%)であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金274億ドル相当額のうち、日本の拠出額は33億ドル相当額(シェア12.0%)であり、第2位である。(なお、原公表金額単位はUA(2009年1UA=1.567690ドル))

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・アフリカ民間セクター支援基金

2009年度拠出 約2.1億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ(EPSA for Africa)の下、2006年にAfDBに設置された。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別に取りまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて5月に発行され、ホームページにも掲載されている。

・「アフリカ開発報告(African Development Report)」

年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

・「アフリカ経済見通し(African Economic Outlook)」

IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ホームページ

・アフリカ開発銀行(AfDB、AfDF):<http://www.afdb.org>

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

⑤ 米州開発銀行 (IDB:Inter-American Development Bank)

1. 設立および日本の協力開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1959年に設立。日本は1976年より他の域外国とともに加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された(本部ワシントン)。2009年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国(26の中南米諸国と米国およびカナダ)、また域外のメンバー国として欧州、中東(イスラエル)、アジア(日本、韓国、中国)から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本(OC)」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金(FSO)」がある。2009年末現在、OCの資本金は1,009億ドル、FSOの資本金は97億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2009年の融資総額は、OCが152億ドル、FSOが2.2億ドル、2008年はOCが111億ドル、FSOが1.4億ドルである。

● 主要な事業

融資および保証業務を分野別で見ると(2009年末)、エネルギー、運輸・通信等の競争力強化部門が79億ドル(総額比51.6%)、保健・衛生、都市開発、教育等の社会部門が58億ドル(総額比37.4%)、金融部門改革、財政改革、地方分権、公的部門改革等の国家改革・近代化部門が17億ドル(総額比11.1%)となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事(域内11名、域外3名)からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,491名のうち日本人職員20名(2009年末現在)。

● 日本の財政負担

通常資本金(応募ベース)1,009億ドルのうち、日本の出資額は50.5億ドル(シェア5.0%)であり、域外国中第1位。また、特別業務基金97億ドルのうち日本の拠出額は5.9億ドル(シェア6.1%)であり、域外国中第1位である。(2009年末現在)

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2009年度拠出 約8億円

用途：米州開発銀行加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別に取りまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、米州開発銀行本部および米州開発銀行アジア事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

・米州開発銀行(IDB):<http://www.iadb.org>

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・米州開発銀行(IDB)アジア事務所:<http://www.iadb.org/japan>

一部日本語の資料等の提供を行っている。

⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD:European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1991年4月に設立。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援す

る銀行の必要性が提唱されたことを受けて、1991年4月に設立された。2010年6月末現在で61か国およびEC、欧州投資銀行(EIB)が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する①融

資、②出資、③保証、④体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や投資環境整備のための技術協力および助言業務である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金(払込資本)に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入れ国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入人が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資承認額については2008年が51億ユーロ、2009年が79億ユーロとなっている。

● 国別実績

2008年 (単位:百万ユーロ、%)

国名	金額	シェア
ロシア	1,816	35.7
ウクライナ	835	16.4
カザフスタン	434	8.5
ルーマニア	318	6.3
ボスニア・ヘルツェゴビナ	249	4.9
その他	1,435	28.2
合計	5,087	100.0

2009年 (単位:百万ユーロ、%)

国名	金額	シェア
ロシア	2,366	30.1
ウクライナ	1,013	12.9
ルーマニア	721	9.2
ハンガリー	582	7.4
セルビア	444	5.6
その他	2,735	34.8
合計	7,861	100.0

● 主要な事業

2008年 (単位:百万ユーロ、%)

分野別	金額	シェア
金融部門	1,941	38.1
製造部門	1,337	26.3
インフラ部門	939	18.5
エネルギー部門	870	17.1
合計	5,087	100.0

2009年 (単位:百万ユーロ、%)

分野別	金額	シェア
金融部門	3,093	39.3
製造部門	1,562	19.9
インフラ部門	1,698	21.6
エネルギー部門	1,507	19.2
合計	7,861	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事(EU諸国から11名、中東欧の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,036名のうち日本人職員18名(2009年末現在)。

● 日本の財政負担

授權資本200億ユーロのうち、日本の出資額は約17億ユーロ(シェア8.5%)であり(2009年末現在)、米国に次いで、仏・独・英・伊と並び加盟國中第2位。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

用途:加盟体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」は例年5月に発行されており、その他刊行物もホームページに掲載されている。

● ホームページ

・欧州復興開発銀行(EBRD): <http://www.ebrd.com>

③ その他の国際機関等

① 国際移住機関(IOM:International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会(ICEM)」、さらに「移住政府間委員会(ICM)」と名称変更したものが前身。現在の名称に変更されたのは1989年。

● 経緯・目的

欧州からラテン・アメリカ諸国への移住支援のために1951年に欧米および中南米の諸国が開催した会議において採択された決議により設立した「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会(ICEM)」、さらに「移住政府間委員会(ICM)」と名称変更し、その後、国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、同機関名は国際移住機関(IOM)と改められた。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野(専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等)
- (2) 移住の促進(家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続、語学研修、文化紹介等)
- (3) 移住の管理行政(人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等)
- (4) 非自発的移住(難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等)

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概要

- (1) 事業実施規模：約9億9,000万米ドル (2009年)
約9億8,000万米ドル (2008年)
約7億5,000万米ドル (2007年)
- (2) 職員数および現地事務所数

職員数7,000名、事務所数460(2010年6月現在)

● フィールドにおける事業の地域別実績

(単位：千米ドル、%)

地域	2009年 事業額	構成比
アフリカ	162,465	約16.7
中東	86,413	約8.9
北米	30,453	約3.1
中南米	257,954	約26.5
アジア・大洋州	257,026	約26.4
欧州	178,471	約18.3
合計	972,782	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島ジュネーブ代表部大使が選出され、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

邦人職員は、27名(平成22年4月現在)である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については拠出率17.7465%(2010年)で世界2位。また、任意の拠出金は、2007年は約3,200万米ドル、2008年は約2,600万米ドル、2009年は約6,800万米ドルである。

● 主要拠出国・機関一覧(民間援助含む)

(単位：千米ドル)

順位	2008年		2009年	
	国名	拠出額	国名	拠出額
1	米 国	233,543	米 国	293,057
2	コロンビア	100,573	ペル -	129,589
3	ペル -	87,941	日 本	68,272
4	E C	62,169	コロンビア	55,742
5	オーストラリア	36,998	オーストラリア	43,809
6	日 本	26,380	英 国	37,713
7	イタリヤ	23,919	カナダ	29,958
8	カナダ	23,618	グアテマラ	23,078
9	オランダ	17,813	オランダ	22,720
10	アルゼンチン	15,910	スウェーデン	22,017
	合 計	985,989	合 計	725,955

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・IOM本部: <http://www.iom.int/>(英語)
- ・IOM駐日事務所: <http://www.iomjapan.org>
(日本語)

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金
(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立の時期・経緯・目的

● 開始時期および経緯

2002年1月設立。日本が議長国を務めた2000年の九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

世界基金は、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている(例:世界基金理事会ではドナー国および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表が協働)。

2. 事業の仕組み

● 概 要

世界基金は、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立

された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則にのっとり、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・事業の実施は開発途上国に任せ、資金供与機関として活動
- ・開発途上国の主体性の尊重
- ・予防と治療、バランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

感染症に苦しむ国々は、感染症の予防や治療のための案件を形成し、募集の時期に案件申請を提出することにより資金支援に応募することができる。世界基金の資金援助は独立した審査機関(技術審査パネル)を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム(Country Coordinating Mechanism: 政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成)において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて

支援案件が形成される。

- (2) 案件が事務局に提出されると、保健、開発の専門家で構成される技術審査パネル(Technical Review Panel)が純粋に専門家的な見地から審査。技術審査パネルは①承認 ②条件付き承認、③再申請勧告、④却下の4つに分類して理事会に勧告する。
- (3) 理事会は、まだ用途が決まっていない手持ち資金の範囲内で、案件を承認する。
- (4) 理事会による最終的な支援案件の決定を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入れ責任機関(Principle Recipient)に資金を送付する。このとき資金受入れ責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて2年間の資金供与協定を取り決める。成果主義に基づいて資金支援を行うという世界基金のポリシーにより、目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2011年2月現在、官民ドナーによる世界基金への総拠出額は約189億ドルであり、世界基金は150か国、600件以上の感染症対策事業に対し約217億ドルを上限とする無償資金支援を承認している。

これまで承認された資金供与の61%がHIV/エイズ対策に、24%がマラリア、15%が結核に活用されている(2010年7月現在)。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、世界基金による支援額はHIV/エイズ対策で20%、結核で63%およびマラリアで57%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約650万人の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の56%がサブサハラ・アフリカに充てられ、次いで東アジア太平洋地域に14%、南米カリブ海諸国地域に8%、東欧・中央アジア地域に8%、南アジア地域に8%、北アフリカ・中東地域に6%が配分されている(2011年2月現在)。

● 主要な事業

支援の成果(2011年2月現在)

- (1) HIV/エイズ
 - ・ 330万人に対する抗レトロウィルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - ・ 770万人への直接監視下短期化学療法(DOTS:

Directly Observed Treatment, Short-course)治療実施

- (3) マラリア
 - ・ 1.6億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は世界基金の設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとして世界基金の運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランスとともに理事会で単独議席を持つ3か国の一つで、理事会の下部組織となる委員会のうち、政策戦略委員会と財政監査委員会のメンバー国でもある。

● 財政負担

2010年9月、日本は2011年以降、世界基金に対して当面最大8億ドルの拠出を行う旨発表した。日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降累計で12.9億ドルを世界基金に拠出している。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位: 万ドル)

	誓約金額	拠出期限	現在までの拠出額
米 国	954,784	2011~2013	513,019
フ ラ ン ス	392,624	2002~2013	242,304
英 国	224,467	2001~2015	138,907
日 本	208,741	2002~	128,782
ド イ ツ	206,339	2002~2013	125,251
E C	165,313	2001~2013	120,421
イ タ リ ア	134,679	2002~2010	100,826
カ ナ ダ	138,289	2002~2013	84,381
総 額 (他ドナー含む)	2,995,306		1,886,380

出典:世界基金(2011年2月現在)

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria): <http://www.theglobalfund.org/en/>
- ・ 世界基金支援日本委員会(Friends of the Global Fund, Japan): <http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会(ICRC:International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約(世界のほぼすべての国が締約国となっている)に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護(Protection):国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁者の支援。
- ② 救援(Assistance):紛争犠牲者(避難民、病人・負傷者、被拘禁者等)に対する救援活動。医療支援、食糧・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防(Prevention):ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字・赤新月社への協力:各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会(Assembly)が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、基本的にはICRCが各国赤十字社以外の団体に委託して事業を実施することはない。

3. 最近の活動内容

● 概要

(1) 事業実施規模:

約10億7,000万スイスフラン (2009年)

約11億スイスフラン (2008年)

約9億5,000万スイスフラン (2007年)

(2) 職員数および現地事務所数

職員数10,260名(うち国際職員1,525名)、世界80か国以上

(2009年末)

● フィールドにおけるオペレーションに関する地域別実績

(単位:千スイスフラン、%)

地域	2009年	構成比
アフリカ	369,498	約39.2
アジア・太平洋	249,386	約26.5
欧州・米州	127,657	約13.5
中東・北アフリカ	196,320	約20.8
合計	942,861	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本はドナー国会合(前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる)参加国の一つとして同国会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる。

● 邦人職員

邦人職員は9名(平成22年5月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2007年は約1,028万スイスフラン、2008年は約1,555万スイスフラン、2009年は3,021万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国 ・ 機関一覧

(単位:千スイスフラン、%)

順位	2008年			2009年		
	国名	拠出額	総収入におけるシェア	国名	拠出額	総収入におけるシェア
1	米 国	237,854	26.04	米 国	282,411	27.9
2	英 国	139,061	15.23	E C	116,722	11.5
3	E C	129,147	14.14	ス イ ス	105,743	10.5
4	ス イ ス	102,500	11.22	英 国	91,598	9.1
5	スウェーデン	79,144	8.67	スウェーデン	69,682	6.9
6	オランダ	65,971	7.22	ノルウェー	48,927	4.8
7	ノルウェー	43,165	4.73	オランダ	42,377	4.2
8	ド イ ツ	33,270	3.64	カ ナ ダ	38,771	3.8
9	カ ナ ダ	31,506	3.45	ド イ ツ	30,800	3.0
10	オーストラリア	22,952	2.51	日 本	30,207	3.0
	日本(13位)	15,547	1.70			
	合 計	1,041,910		合 計	1,011,719	

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ ICRC本部: <http://www.icrc.org/>(英語)
- ・ ICRC駐日事務所: <http://www.jrc.or.jp/ICRC/>(日本語)

④ 地球環境ファシリティ(GEF:Global Environment Facility)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加している。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援するファシリティの設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとして設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された(GEF-1)。さらに、1998年3月、2002年8月、2006年8月、2010年5月にそれぞれ以降4年間の活動のための増資交渉が合意された2010年7月1日よりGEF-5期間が開始されている。

開発途上国が地球環境の保全・改善に取り組むことにより追加的に必要となる費用を賄うため、原則として無償資金を提供することを目的としており、2010年6月末現在の参加国数は182か国(そのうちGEF-5拠出国は日本を含め34か国)である。

2. 事業の仕組み

● 概 要

世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の3実施機関により共同運営されており、世界銀行に信託基金を設置している。GEFの対象分野は、①気候変動対策(例:太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)②生物多様性の保全(例:動物保護区の制定・管理)③国際水域汚染の防止(例:産業廃棄物汚染水処理施設)④オゾン層の保護(例:家電製品からのフロン回収施設)⑤土地劣化防止(例:植林)⑥残留性有機汚染物質対策(例:PCB^(注)汚染の除去)である。

● 審査・決定プロセス

世界銀行、UNDP、UNEPの3実施機関は相互に協力取決めを結び、資金受入れ国と協議の上、プロジェクトを発掘・策定し、GEF評議会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

世界銀行、UNDP、UNEPの3実施機関並びにUNIDO、ADB等の7執行機関がプロジェクトを実施している。

注1: PCB: polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル(最も毒性の強い化学物質)

3. 最近の活動内容

● 概要

設立以来、生物多様性保全、気候変動(地球温暖化防止)、国際水域汚染防止、オゾン層保護、および2002年に対象分野に追加された土地劣化防止、残留性有機汚染物質対策の6対象分野に取り組んできている。また、GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● 地域別実績

2009年における地域別実績(プロジェクト数)は下表のとおり。

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

	金額(百万ドル)	シェア(%)
生物多様性保全	287	33.7
気候変動	231	27.2
国際水域汚染防止	79	9.2
オゾン層保護	—	—
土地劣化防止	10	1.1
残留性有機汚染物質対策	70	8.2
複数分野	175	20.5
合計	852	100.0

* パイロットフェーズからの通算。

● GEFプロジェクト例

- ・地球規模:生物感染・汚染防止の安全管理(生物多様性分野:総費用996万ドル、GEF資金890万ドル)
- ・南アフリカ:南アフリカ風力発電プログラム(気候変動)

● 2009年地域別実績(プロジェクト数)

	生物多様性	気候変動	国際水域汚染	オゾン層保護	土地劣化防止	有機汚染物質	複数分野	合計
アフリカ	7	7	7	—	1	6	10	38
ラテンアメリカ・カリブ	21	3	4	—	2	3	5	38
欧州・中央アジア	10	7	2	1	2	3	6	31
アジア	17	27	4	—	2	10	14	74
複数地域	1	—	2	—	—	—	—	3
地球規模	2	2	2	—	1	—	1	8
合計	58	46	21	1	8	22	36	192

分野:総費用1,086万ドル、GEF資金230万ドル)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

原則3年に1回開催される総会の下に半年に1回開催される評議会が設置され、実質的な意思決定機関として機能している。評議会は32代表団(先進国14、中東欧および旧ソ連諸国2、途上国16)で構成され、日本は単独で1代表団を務める。

● 邦人職員

2010年6月末現在、事務局職員81名のうち邦人職員は2名である。

● 日本の財政負担

日本は米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円(拠出シェア20.5%)、GEF-2では約487億円(拠出シェア20.0%)、GEF-3では約487億円(拠出シェア17.63%)、GEF-4では約337億円(拠出シェア12.4%)、GEF-5では約484億円(拠出シェア14.3%)を拠出している。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

該当なし。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのホームページよりダウンロードできる。

● ホームページ

- ・ <http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR:Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、FAOおよびUNDPを発起機関とし、日本を含む先進16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加し、CGIARの設立が決定された。日本は、1977年度よりCGIARに対する拠出を行っている(なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究所拠出金、1976年度は国際稲研究所および国際半乾燥熱帯地作物研究所拠出金として拠出)。

● 目的

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食糧増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として設立され、CGIARの下で国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

- (1) CGIAR傘下研究センターの研究・普及活動は、開発途上国の食糧作物の約75%(穀物、豆類、イモ類、家畜等)を対象とし、最新の科学研究技術による開発途上国の多様な土地・生態に適した品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、地球規模の人口問題に伴う農業分野の食糧増産を目指している。また、地球規模の砂漠化、気候変動等の環境要因を重視し、農業の基盤である土地(土壌)、水(灌漑等)のほか、森林資源(熱帯林)や水産資源等の天然資源の適切な管理・保全を行うため、「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い開発途上国における持続可能な農業の確立を目指している。
- (2) CGIAR傘下の各研究センターは、植物遺伝資源の収集とその保全の分野でも多大な貢献をしている。たとえば、3,000種以上の食糧作物、肥料、牧草等有用植物遺伝資源からなる50万点以上の植物遺伝資源を、失われつつある貴重な植物種の保全、開発途上国の作物等の品種改良、育種等に活用している。また先進国、途上国を問わず、これら遺伝資源を各国の遺伝子研究のため利用している。さらに、これら遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

従来は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定を行っていたが、2010年からCGIAR全体の運営方法が変わり、研究を実施するセンター側はコンソーシアム理事会(理事は公募により選出)が、資金を拠出するドナー側はメンバー国・機関から選出されたファンド・カウンシルが意思決定を行っている。また、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みは、2年に1度のファンダーズ・フォーラム(CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能)にて承認される。CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各センターの理事会における決定に基づき、各センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年から始まった新たな仕組みにおいて、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みを現在作成中。その枠組みに基づく、CGIAR全体で行う主要研究プログラムも現在作成中。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の51%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、アジア(29%)、ラテン・アメリカおよびカリブ海諸国(13%)、西アジアおよび北アフリカ(7%)の順となっている(2009年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は2010年から始まった新たな仕組みにおいて、ファンド・カウンシルのメンバーに選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事(個人資格)が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数は33名(2010年9月)。

● 日本の財政負担

日本は、2009年度にCGIAR傘下の研究センターに対し、16億7百万円を拠出した。全拠出金に占める2009年の日本の拠出割合は約2.7%(第9位)となっている。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2008年			2009年		
	国名	金額	シェア	国名	金額	シェア
1	米 国	58,000	11.0	米 国	78,900	13.0
2	世 銀	50,000	9.5	ゲイツ財団	61,000	10.1
3	英 国	45,400	8.6	世 銀	50,000	8.3
4	カ ナ ダ	32,700	6.2	カ ナ ダ	42,400	7.0
5	E C	32,600	6.2	英 国	41,600	6.9
6	ス イ ス	20,400	3.9	E C	40,700	6.7
7	ド イ ツ	19,300	3.7	ド イ ツ	23,800	3.9
8	ノルウェー	17,400	3.3	ス イ ス	19,700	3.3
9	オランダ	14,900	2.8	日 本	16,100	2.7
10	スウェーデン	14,700	2.8	ノルウェー	15,500	2.6
	合 計	525,000	100.0	合 計	606,000	100.0

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」(CGIAR発行)

CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・ <http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局(OIE: World Organization for Animal Health)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1924年1月25日発足。日本は1930年1月28日に加盟し、1949年以降、毎年5月に開催されるOIE総会に出席している。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局は牛疫の世界的な広がりを背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フランス・パリに本拠を置き、現在175か国・地域が加盟している(2010年5月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病的防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾病的の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供
- ③ 動物疾病的防疫に関する技術的支援や助言

また、世界貿易機構(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症の国際基準を策定する国際

機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機 構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局(専門委員会、地域委員会)および地域代表事務所、リファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターから構成される。このほか必要に応じて設置されるワーキンググループ、特別会合がある。概要は以下のとおり。

● 総会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され(毎年5月、パリにて開催)、加盟国すべての代表者(動物衛生行政の責任者(首席獣医官))により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- ・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採択
- ・主要な動物疾病的防疫に関する決議案の採択
- ・事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・年次活動報告、事務局長の最終報告および年間予算案の議論および承認

● 理事会

年次総会の開催されていない間、総会に代わって業務

を遂行し、年2回パリにおいて技術的および行政的事項を協議する。

● 事務局

OIEは、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されているが、日常的な運営は事務局が行う。また、年次総会に関する事務局業務、各種委員会および技術的会合の調整および取りまとめ等の業務を行う。事務局本部は、フランス・パリに置かれている。

● 各種委員会

(1) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・まん延防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会(コード委員会)
- ・動物疾病科学委員会(科学委員会)
- ・生物基準委員会(ラボラトリー委員会)
- ・水生動物委員会

(2) 地域委員会

各地域の国家獣医当局から出された地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、米州、アジア・極東およびオセアニア、東欧、中東の5つの地域委員会があり、各地域の委員長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、米州、アジア太平洋、東欧および中東の5つの地域に地域代表事務所を設置し、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管などを行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して特定の疾病の診断および防疫に関する、科学的小および技術的助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野(リスク分析、疫学など)における活動の中心的役割を担う。

● ワーキンググループ

野生動物疾病、動物福祉および食品安全の分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合(アドホックグループ)

特定の科学的小および技術的事項を検討するため、事務

局長により特別に設置される会合で、世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等のガイドとして提供される。

3. 日本との関係

● 日本との関係

日本は、1930年1月28日に加盟し、1949年以降総会に出席している。専門委員会や各種ワーキンググループ等に委員として日本人専門家が参画している。

リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、(独法)農業技術研究機構動物衛生研究所が牛海綿状脳症(BSE)、馬伝染性貧血および豚コレラ、北海道大学が鳥インフルエンザ、帯広畜産大学が馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ、酪農学園大学がエキノコックス症、中央競馬会(JRA)競走馬総合研究所が馬ウイルス性動脈炎で指定されている。水生動物疾病関係では、(独法)水産総合研究センターが養殖マダイイリドウイルス病(RSI)およびコイヘルペス病、北海道大学がサクラマス口腔基底上皮症(OMVD)、広島大学がウイルス性脳症および網膜症(VNN)が指定されている。コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター(動物原虫病のサーベランスと防疫)、(独法)消費安全技術センター(飼料の安全と分析)、東京大学食の安全研究センター(食の安全)、(独法)農業技術研究機構動物衛生研究所および農林水産省動物医薬品検査所(アジアにおける家畜疾病の診断および防疫と動物医薬品評価)が指定されている。

また、地域代表事務所については、1971年以来、OIE東京事務所として活動してきたが、1990年の総会においてその機能強化が決議され、アジア太平洋地域代表事務所となっている。

● 邦人職員

事務局の専門職以上の邦人職員は2名(全体の約2%、2009年11月現在)である。そのほかに下平乙夫氏(元農林水産省職員、元JICAインドネシア畜産開発政策アドバイザー)がアジア太平洋地域代表事務所の代表を務めており、アジア太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病のまん延防止、動物衛生情報システムの改善などに精力的に取り組んでいる。また、日本政府常任代表(首席獣医官:CVO)は農林水産省消費・安全局動物衛生課の川島俊郎課長が担当している。なお、同課長はアジア極東およびオセアニア地域委員会議長に選任されている。(2010年8月現在)。

● 日本の財政負担

加盟国をその財政状況に応じてカテゴリ1から6に分類し分担額を算出している。日本は、フランス、米国等先進国と同様第1カテゴリの国として位置付けられている(第1カテゴリ国の分担金額は2010年14万3,750ユーロ)。また、各種事業の実施のための拠出金額は2009年138万8,228ドルおよび14万1,215ユーロである。

4. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ OIE本部:<http://www.oie.int>
- ・ OIEアジア太平洋地域代表事務所:<http://www.oie-jp.org/>

⑦ 国際熱帯木材機関(ITTO: International Tropical Timber Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1976年のUNCTAD第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月19日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関(ITTO)」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

● 目的

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。活動分野は①研究・開発、②市場情報、③生産国における木材加工の促進、④造林および森林経営の4分野である。

2. 事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会(経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会)により審査、検討が行われた上で提出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジングを行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、経済市

場情報部、造林森林経営部、林産業部が各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3. 最近の活動内容

(1) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国の間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な熱帯林経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

2008年には、熱帯木材生産林における生物多様性の保全および持続可能な利用のためのITTO/IUCN(国際自然保護連合)ガイドライン改訂版が策定された。

(2) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2009年11月の第45回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計1,330万ドルのプレッジが行われた。

(3) テーマ別プログラム

熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することをねらいとして、2006年協定(未発効)に盛り込まれたもので、2008年に開催された第44回理事会において、同協定の発効より前倒しで開始することとなった。

● 地域別実績

ITTOは、アジア大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2009年11月の第45回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア大洋州5件、アフリカ1件、中南米3件となっている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化
- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金(木材生産国の人材育成)

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきている。

● 邦人職員

2009年10月現在、事務局職員40名(地域事務所を含む)のうち邦人職員は16名。

● 財政負担

日本はITTOに対する最大の任意拠出ドナー。2009年度実績は、約588万ドル(外務省:約453万ドル、林野庁:約135万ドル)

● 主要国・団体の任意拠出金 (2009年)

(単位:USD)

順位	国名	金額
1	日本	5,884,000
2	ノルウェー	3,864,000
3	スイス	2,000,000
4	米国	1,050,000
5	E C	823,000
6	英国	487,000
7	7&I ホールディングス	299,000
8	ベルギー	97,000
9	フランス	69,000
10	フィンランド	60,000

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ホームページよりダウンロードできる。

● ホームページ

・ <http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構(APO: Asian Productivity Organization)

1. 設立の時期・経緯・目的

● 開始時期および経緯

1961年5月11日設立。日本政府と当時から国内で積極的に生産性運動に取り組んでいた日本生産性本部とのイニシアティブの下、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に「アジア生産性国際会議」を東京で開催した。右会議をきっかけとして、1961年5月に第1回APO理事会が東京で開催され、加盟8か国(台湾、インド、日本、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ)によって正式に発足。現在では20か国・地域が加盟している。

● 目的

加盟諸国の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

工業、環境、農業の分野を中心に、加盟国・地域の中小企業関係者および生産性本部(各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織)関係者を主な参加者として、年間約80件のセミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラムなどを実施している。事業実施にあたっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、生産性本部代表者会合(例年10月開催)に提示して検討の上、翌年の理事会(例年4月開催)に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会合では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門的見地から議論が行われる。また、各事業の開催国の割り当て(各加盟国・地

域は1件以上の事業を開催することとなっている)も決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と開催国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と開催国の農業推進機関が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと開催国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

事業のテーマは企業・組織の経営改善、品質管理、IT(情報技術)、環境と生産性の両立、農業・農村の生産性向上に関する理論や手法など多岐にわたる。最近ではAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニングコースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。また、加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の視察団の派遣などを実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの裨益人数

156事業で3,347人が参加(2009年実績)。また、同機関が主催する、第6回「エコプロダクツ国際展」(於インドネシア・ジャカルタ)では、来場者数が約9万人を記録するなどし、産業界と直接的なパートナーシップの下、アジアにおける持続可能な社会に貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

(3) 主要な事業

(ア) 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図ることを目的とした「緑の生産性(Green Productivity 略称:GP)事業」に着手し、加盟各国でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修、サプライチェーンのグリーン化、エコデザインの重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、GP事業をより促進させるためには、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力が必須であるとの考えから、APOでは2003年、日本の産業界の賛同を得て緑の生産性諮問委員会(会長:北山禎介三井住友銀行会長(2010年10月現在))を設立。同諮問委員会には現在パナソニック、日立製作所、三菱電機、三井

住友銀行など60社以上の主要日本企業の環境経営責任者が参加している。

(イ) エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年からこれまで6回開催。GP諮問委員会の全面的な支援・協力のもと、加盟国の持ち回りで開催されている。2010年の第6回エコプロダクツ国際展は3月にジャカルタで開催された。

(ロ) 生産性データベースの構築とデータブックの出版

ユーザーにとって使いやすい労働力生産性データの作成を目的として、加盟国の生産性に関するデータベースを多角的に構築し、データブックとして出版している。また、加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の選定、データ作成指導なども行っている。

(ハ) メコン地域における一村一品運動の展開

2005年から日本政府の支援を得て、地域の活性化を図る一村一品運動をAPOの地域開発事業として導入。日本だけでなくアジア諸国の成功体験も踏まえて、カンボジア、ラオス、ベトナムにおいて一村一品運動の普及を生産性向上の観点から実施している。

(ニ) アフリカでの生産性向上運動への支援

2006年から日本国政府の支援を得て、アフリカの生産性向上を目的とした研修事業を実施。過去50年にわたりアジアで推進・展開してきた生産性向上運動の経験をアフリカ各国と共有し、その経済発展のプラットフォームづくりに貢献すべく取り組んでいる。

(ホ) アジア後発開発途上国の農業・食品産業の支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を目的とした事業を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、日本は常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人である日本生産性本部が中心となって、日本で考案または発展された生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

さらに、任意拠出金により、アフリカ支援事業やメコ

ン地域支援事業など、我が国の外交政策と連動した特別事業をAPOの保持するネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2010年10月現在、事務局職員39名のうち邦人職員は32名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の拠出国。2009年度実績は、分担金約706万ドル、拠出金約138万ドル(外務省:約109万ドル、農林水産省:約29万ドル)。

● 主要拠出国一覧(分担金)

(単位:%、千ドル)

順位	2008年				2009年			
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額		
1	日本	65.84	7,647	日本	58.93	7,063		
2	インド	8.16	948	インド	10.08	1,208		
3	韓国	7.77	903	韓国	9.97	1,195		
4	台湾	4.22	490	台湾	4.61	552		
5	インドネシア	2.77	321	インドネシア	3.25	389		
6	タイ	2.02	235	タイ	2.50	300		
7	イラン	1.93	224	イラン	2.27	272		
8	マレーシア	1.44	168	マレーシア	1.61	193		
9	シンガポール	1.41	164	シンガポール	1.45	174		
10	フィリピン	1.31	153	フィリピン	1.40	167		

5. より詳細な情報

● ホームページ

・ <http://www.apo-tokyo.org>